

【一般項目】

1 消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 緊急防災・減災事業債の弾力的な運用や国庫補助事業の優先採択など特別な配慮を行ない、消防広域化の条件を整えていく段階での取組や、特別な事情を有した特に小規模な消防本部に対して支援すること。
- 2 効率的・効果的な教育訓練が実施できるよう消防学校の施設・資機材について財政支援措置を講じること。

《現状》

- 消防広域化の期限が平成30年4月1日まで延長されたことを受け、本県では本年3月に見直した「消防広域化推進計画」に基づき、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、広域化へのステップとして、広域化のメリットが見えやすい通信指令業務等の個別業務の共同処理を推進することとしています。
- 近年の災害は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められています。消防力の問題から広域化の組み合わせが決まらない小規模消防本部においても、これらの課題へ対応していくため、高度な装備や資機材の導入および専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進めていく必要があります。

《課題》

- ① 今後の消防広域化の推進にあたっては、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえた取組を重ねながら、広域化の条件を整えていくことが先ず重要となりますが、現行の「消防広域化重点地域」に対する財政支援措置は、広域消防運営計画の策定等、具体的な広域化の合意を前提としており、広域化の条件を整えていく段階での支援措置は十分ではありません。
- ② また、特に観光地や離島を抱える小規模消防本部は、一般の小規模消防本部に比べ人口規模以上の救急需要への対応を求められるなど、より厳しい状況の下で消防体制の強化と広域化への条件整備を進めていかなければなりません。そのために必要な車両の更新や分署の整備等のための財源の確保に苦慮しています。
- ③ 消防本部で独自の教育・訓練が十分に行えない情勢下において、消防職団員が高度な職務を遂行するためには、消防学校における施設や資機材を充実させ、効率的・効果的な教育訓練を実施していく必要がありますが、厳しい財政事情のなかで十分な整備ができていないのが実情です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針

2 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 気象災害に関する想定外を無くすため、竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。

《現状》

- 国の震源モデルを用いて本県が実施した地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）によると、本県は南海トラフを震源域とする最大クラスの地震により、県内全域を強い“揺れ”が襲い、その震度は県全体面積の約 95%が震度 6 以上と想定されています。津波も到達の早い地域では、地震発生から 10 分以内に 10m を超えるものが押し寄せ、約 2 万 8 千 ha が浸水し、最悪の条件では、本県の死者は揺れで約 1 万人、津波で約 4 万 2 千人が生じるとされています。
- 現在、竜巻の発生危険度が高まった場合、竜巻注意情報が発表されるものの、その精度はあまり高くありません。昨年 9 月に埼玉県などで発生した竜巻では、負傷者 67 名、家屋全半壊 51 棟などの被害が発生し、災害救助法が適用されました。本県においても同時期に竜巻により、伊勢市と志摩市で家屋被害（一部損壊）が発生しています。
- 本年 2 月の豪雪では、全国で死者 26 名、負傷者 701 名、家屋全半壊 62 棟をはじめ、ライフラインや農作物などに多くの被害が発生し、1 都 6 県で長期間の孤立地区が発生しました。本県においても、予報を上回る記録的な降雪により農林業を中心に多くの被害が発生し、県南部地域では長時間にわたり公共交通機関がストップしたことにより多くの帰宅困難者が発生しました。

《課題》

- ① 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、地震や津波を即時検知する観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- ② 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

3 社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等

(内閣官房、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることをふまえ、その導入に伴うシステムおよびネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担し、地方自治体に経費負担が生じないようにすること。
- 2 番号制度の導入に伴い地方自治体において必要となる条例改正や特定個人情報保護評価等の対応が、計画的に実施できるよう、適切な情報提供に努めること。

《現状》

- 社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための国家的な社会基盤として導入が進められています。
- 地方自治体においては、平成 28 年 1 月に予定されている個人番号利用開始に向けて、システムおよびネットワークの構築・改修や関係する条例改正、特定個人情報保護評価などの準備作業を進めているところです。
- 総務省および厚生労働省において、システム関係補助金の予算を平成 26 年度に措置していただくとともに、関係政省令や個人情報保護評価指針などを順次、制定を進めていただいています。

《課題》

- ① システム関係補助金について、地方自治体の標準とされる額が実際に必要な額とかけ離れている場合があり、実質的に地方に経費負担が生じることにならないかが懸念されます。
- ② 制度導入に向けての準備期間が限られている中、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合もあり、作業の手戻りや準備の遅れにつながらないかが懸念されます。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、健康福祉部健康福祉総務課、地域連携部市町行財政課、IT推進課

4 地方の自由度を高める地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 第2次分権改革が区切りを迎ようとしているが、引き続き、地方が要望しているにも関わらず移譲に至っていない事務・権限について移譲の検討を進めるなど、積極的に地方分権改革に取り組むこと。
- 2 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。

《現状》

- いわゆる第2次分権改革において、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告を契機に、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの取組が順次進められてきました。
平成25年度には、義務付け・枠付けの見直しについて、第3次見直しに係る事項および地方からの提案に基づく第4次見直しに係る事項の改正を行う第3次一括法が成立し施行されるとともに、平成26年3月14日には第2次分権改革の残された課題であった事務・権限の移譲等をさらに進めるべく第4次一括法案が国会へ提出されたところです。
- 平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づき法制化された「国と地方の協議の場」について、平成25年度の開催は3回にとどまっています。

《課題》

- ① 第4次一括法案の取りまとめにあたり、農地転用など地方が要望しているにも関わらず、今回移譲に至らなかった事務があることから、引き続き検討を進める必要があります。
また、第2次分権改革が一つの区切りを迎えようとしている中、現在、今後の地方分権の方向性について、地方分権改革有識者会議において議論が進められていますが、地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力と責任に満ちた地域社会の実現を図るため、引き続き地方分権改革を推進することが必要です。
- ② 「国と地方の協議の場」については、地方自治に関する重要事項などについて、地方としての意見を反映させるため、政策の立案段階から国と協議することが重要ですが、取り上げるべき協議事項について特に明確なルールが定められていないことから、さらなる効果を発揮するため運用の改善が必要です。

県担当課名 戦略企画部政策提言・広域連携課

関係法令等 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、国と地方の協議の場に関する法律

5 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、外務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定交渉にあたっては、国益にかなう最善の道を追求め、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、国民生活に与える影響等について十分に情報提供し、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 地方の農業・農村や漁業・漁村を取り巻く現状をふまえ、関税撤廃の例外品目の十分な確保、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢の堅持など、政府としてしっかりと交渉すること。また、交渉状況をふまえ、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。

《現状》

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、物品の関税の撤廃・削減のみではなく、投資、知的財産などの非関税分野や環境、労働などの分野も含む包括的協定として、交渉されています。関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小など、さまざまな分野で不安の声があります。
- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承などの重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場として大切な産業です。
- 本県において、農地における水田の割合が7割を超え、水田農業は食料生産に加え、地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。また、畜産業は、本県農業産出額の3割を占める重要な産業ですが、今年4月7日の日豪EPA交渉の大筋合意により、県内の畜産農家への、牛肉の関税引き下げの影響が心配されるどころです。さらに、持続可能な漁業や安全で安心に暮らせる漁村構築のために、WTO漁業補助金交渉においても政策上必要な補助金については認められるべきとの主張を日本は行っています。

《課題》

- ① TPPが国益にかなうものとなり、国民が将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPPに関して不安を抱えている方もいることから、情報を十分に提供し、政府として説明責任を果たすことが必要です。
- ② 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農業・農村の振興に大きな支障が生じます。また、本県の漁業・漁村の振興が適正に進められるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、農林水産部農林水産総務課、農業戦略課、水産資源課、雇用経済部雇用経済総務課、健康福祉部健康福祉総務課

6 ふるさと納税制度の拡充

【提言・提案事項】 **制度**・予算

(総務省、財務省)

- 1 税額控除の適用下限額（現行：2千円）を引下げるとともに個人住民税にかかる特例控除額の上限（現行：所得割額の1割）を引上げること。
- 2 個人住民税にかかる控除対象寄附金の上限（現行：総所得金額等の30%）を引上げること。
- 3 給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設すること。
- 4 退職所得に「ふるさと納税」を適用する仕組みを創設すること。

《現状》

「ふるさと納税」は、平成20年度から創設された制度で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円（平成22年までは5,000円）を超える部分は、一定限度まで、原則として所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度です。この制度は、ふるさとに納税（貢献）したいとの思いから創設されたものであり、ふるさとを離れて東京などの県外に出た方が、ふるさとの県や市町村に寄附し、所得税や居住地の住民税が税額控除されることにより、寄附金として「ふるさと」へ納税したかのようになります。

《課題》

- ① 税額控除の適用下限額は税務執行上煩雑さの防止の観点から、特例控除額の上限額は、個人住民税が「地域社会の会費」という性格をふまえて設定がされています。その変更には慎重な議論・検証が必要ですが、適用下限額の引下げや特例控除額の上限額の引上げについては、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ② 寄附金における所得税の所得控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要ですが、確定申告を行ったことがない多くの給与所得者にとっては、確定申告のために書類作成等を行うことや税務署に足を運ぶという負担は小さくないと考えられます。給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設すれば、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ③ 退職所得については、翌年には退職者は極端に収入が減少している場合も多いことなどに配慮し、原則として退職所得の発生した年に、他の所得と分離して、個人住民税の課税が完結することとされています。退職所得についても、寄附金控除を適用する仕組みを創設することは、退職後にふるさとに戻って生活される方などの寄附を促進し、「ふるさと納税」の拡大につながると考えられます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 所得税法、地方税法

7 災害時に特別な配慮が必要となる要援護者対策の促進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の要援護者が安全に避難できる「福祉避難所」の設置や、要援護者入所施設間での支援体制の確立に向けて、市町村や施設に対する十分な財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 平成 25 年 8 月に内閣府が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、本県においても各市町が福祉避難所の指定等を進めていますが、国のガイドラインにおいて設置の基準とされている小学校区に一つ程度の福祉避難所を確保できていない市町が 29 市町中 18 市町 (62%) あり、近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、早急に設置を進める必要があります。
- 介護施設等において、災害時に入所者の避難等の相互支援体制を構築するための施設間での協定の締結を進めており、モデル的に東紀州地域において災害時相互支援協定を締結しました。今後、他の地域でも施設間の協定締結を進める必要があります。
- 災害対策基本法において、「国及び地方公共団体は災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者に対する防災上必要な事項について実施に努めなければならない」とされており、災害時要援護者対策を着実に進める必要があります。

《課題》

- ① 福祉避難所の確保にあたっては、施設のバリアフリー化や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄が必要となるため、これらを整備するための十分な財政支援が必要です。
- ② 施設間の災害時相互支援協定の締結の推進にあたっては、各施設において食糧や飲料水、介護用品等を備蓄する必要があるため、これらを整備するための十分な財政支援が必要です。

県担当課名 健康福祉部健康福祉総務課

関係法令等 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

8 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2ワクチン（流行性耳下腺炎、B型肝炎のワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについては、早期に定期接種化を図ること。

《現状》

- 本県では、県内全市町で全額公費による定期接種（A類疾病）が行われています。また、各市町および委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の連携の仕組みを整備して、接種率向上に努めています。
- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2つのワクチン（流行性耳下腺炎、B型肝炎）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。

注：A類疾病・・・ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、痘そう（天然痘）

《課題》

流行性耳下腺炎、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

県担当課名 健康福祉部薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

9 日常生活自立支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 日常生活自立支援事業について、国・都道府県・市町村の役割・経費分担を明確化し、市町村社会福祉協議会が主体的に事業を実施できるようにすること。
- 2 生活保護受給世帯と同様に、住民税非課税世帯への生活支援員の派遣にかかる費用についても、補助対象とすること。

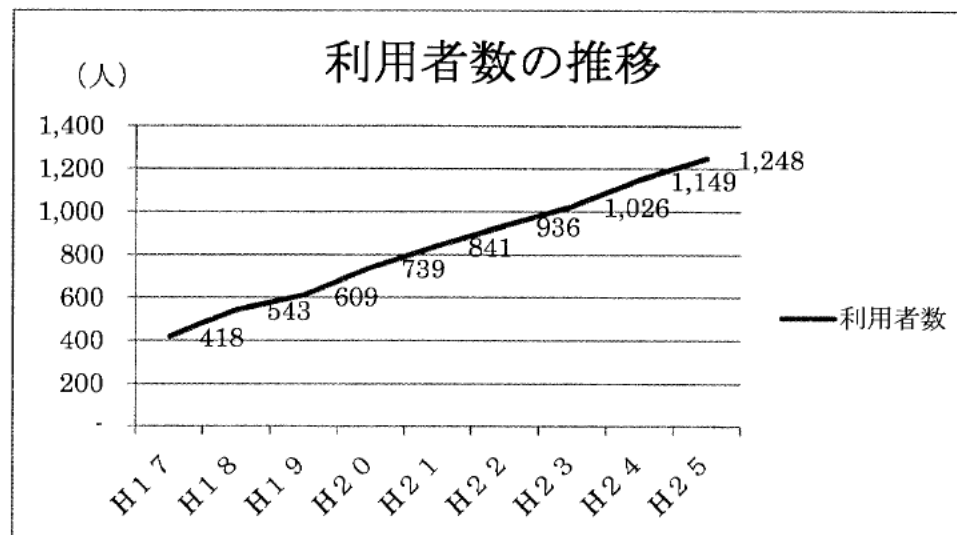
《現状》

- 認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、本県における日常生活自立支援事業の利用者数は、毎年100人程度増加しており、平成25年度（12月末現在）の利用者は1,248人、相談件数は37,288件となっています。今後も、本事業の利用者数は年々増加していくことが見込まれます。
- 基幹的社会福祉協議会（15市町）で支援を行っている専門員が、国の補助基準（35件/人）を超える、平均約52件/人の対応を余儀なくされており、利用者への適切な対応が難しくなるケースが生じていますが、専門員を配置するためには、所要の財源措置が必要です。
- 本県では、利用者の約6割の住民税非課税世帯に対しても、生活保護世帯と同様に生活支援員の派遣にかかる費用（利用料）を無料にし、その分を地方単独事業による補助金で補てんしています。

《課題》

- ① 市町村の役割や経費分担が定められていませんが、住民ニーズに的確に応えるためには、基礎的自治体である市町村や市町村社会福祉協議会の取組が重要であることから、その役割を明確化する必要があります。
- ② 国は生活支援員の派遣にかかる費用について、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としていますが、地域で自立した生活をするためには、住民税非課税世帯についても、同様の経済的な支援が必要であり、国庫補助の対象とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課
関係法令等 社会福祉法第81条



10 介護職員の処遇改善の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

介護職員の処遇改善について、平成 21 年度から「介護職員処遇改善交付金」、平成 24 年度からは、「介護職員処遇改善加算」が措置され、賃金において一定の改善が図られているが、さらなる介護職員の処遇（賃金）改善を図ること。

《現状》

- 本県では、平成 21 年の秋に導入された緊急経済対策としての介護職員処遇改善交付金により、介護職員一人当たり月額 15,127 円の賃金改善が図られました。
- 平成 24 年度の介護報酬改定においては、平成 21 年に導入された介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行することとし、平成 27 年 3 月 31 日までの間の経過的な取扱いとして、介護職員処遇改善加算が創設されました。
- 本県では、今回の介護報酬の改定内容について、事業者に対し積極的に情報提供し、その活用を促し、介護職員の処遇（賃金）改善を図っています。
- 本県における平成 26 年 1 月の有効求人倍率（全業種）は 1.19 倍ですが、とりわけ介護関係の職種については、2.47 倍と高い数値となっており、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。

《課題》

介護職員の賃金は、平成 21 年度からの「介護職員処遇改善交付金」等により一定の改善が図られてきましたが、今後も深刻な人手不足の状況が続くことが予想されるため、引き続き介護職員の処遇（賃金）の改善を図る必要があります。

県担当課名 健康福祉部長寿介護課
関係法令等 厚生労働省告示第 96 号

11 障がい者福祉施策の充実と円滑な実施

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】制度・**予算**

改正障害者基本法、障害者総合支援法などに基づく障がい者福祉施策を着実に進めるため、十分な財政措置を講じること。

《現状》

- 平成 23 年度に障がい者制度改革推進本部総合福祉部会から出された提言をふまえ、地域社会における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスを充実するため、改正障害者基本法、障害者総合支援法などの法整備が進みました。
- こうした法整備をふまえ、統合補助金である地域生活支援事業費補助金について、平成 25 年度の障害者程度区分認定等事務費などに続き、平成 26 年度から精神障がい者の地域生活を支援するアウトリーチなどのいくつかの事業が、当該補助メニューに追加されました。
- また、平成 25 年に成立した障害者差別解消法においては、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが地方公共団体に義務付けられ、これまで以上にハード・ソフト両面で、新たな対応が求められる状況にあります。

《課題》

- ① 地域生活支援事業について、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、事業実績に見合った確実な財政措置が必要です。
- ② 地方自治体が障がい者への合理的配慮を行うために必要な事業を実施するため、新たな財政措置を講ずる必要があります。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課
関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

12 一般就労への移行に資する障がい者就労支援の改善

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

本来の就労支援が行われるよう、特定就職困難者雇用開発助成金の就労継続支援A型事業所への支給のあり方を見直すこと。

《現状》

- 特定就職困難者雇用開発助成金（以下、「助成金」）は、ハローワークの紹介により、高年齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職困難者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる雇用保険の適用事業主に対して支給される制度で、就労継続支援A型事業所（以下、「A型事業所」）に対しても、要件を満たせば支給されています。
- A型事業所は、一般就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを行うものです。しかし、現在、県内で増加しているA型事業所は、障がい福祉サービスを提供する報酬としての訓練等給付費と助成金から得られる収益を目的に開業しているように見受けられるケースが多くなっています。
- これらのA型事業所で障がい者が従事する業務は、一般就労とは程遠い、単価が安く、最低賃金を賄えない箱詰め作業や自動車部品の組み立てなどの内職作業が中心となっており、また、1日の労働時間を4時間に抑えるなど、質（業務内容）と量（労働時間）双方の観点から一般就労に向けたステップになっていません。
- さらに、助成金の受給を前提に運営しているA型事業所では、助成金の支給が終了する1年半経過後には、事業所を休止したり、一部の障がい者を最低賃金制度が適用されないB型事業所に移すような動きがあり、障がい者の安定した生活にも影響が及んでいます。

《課題》

A型事業所への助成金の支給については、障がい者が継続して就労できるよう運営されていることを確認して支給するなど、本来の目的である就労支援が適切に行われるよう、制度を見直す必要があります。

三重県内のA型事業所数と延べ利用者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成26年4月1日
A型事業所数（箇所）	2	2	4	6	17	33	51
延べ利用者数（人・月）	640	636	720	1,449	2,854	5,798	—

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

13 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を図ること。

(1) 国における早期の制度化

(2) 制度化されるまでの間の十分な財政措置および医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状》

- 本県内のすべての市町で、子どもや障がい者、一人親家庭等にかかる医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしています。
- 医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付）については、住民から要望があるものの、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることなどから、県内では行われていません。

《課題》

- ① 国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国 47 都道府県すべてにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- ② 市町の医療費助成に対して県が補助を行うための財政負担は、非常に重いものとなっています。

〈参考1〉 福祉医療費助成制度における支払方法 【都道府県数】

	子ども	障がい者	一人親家庭等
現物	22	22	24
償還	10 (三重県含む)	17 (三重県含む)	17 (三重県含む)
併用	15	8	6
合計	47	47	47

〈参考2〉 福祉医療費補助金の県決算額 【単位：億円】

	平成24年度決算	平成25年度決算（見込み）
子ども	16.9	22.8
障がい者	21.9	22.4
一人親家庭等	4.5	4.5
計	43.3	49.7

県担当課名 医療対策局医務国保課
 関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

14 福祉・介護人材の確保および生活福祉資金貸付制度の円滑な実施の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 拡大する福祉・介護ニーズに対応し、福祉・介護人材の確保を着実に進めていくため、福祉・介護人材確保対策が継続して実施できるよう、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を延長し、必要額の積み増しを行うこと。
- 2 生活困窮者のための生活福祉資金貸付制度の利用ニーズは依然として高いことから、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付相談員を引き続き配置できるよう、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を延長し、必要額の積み増しを行うこと。

《現状》

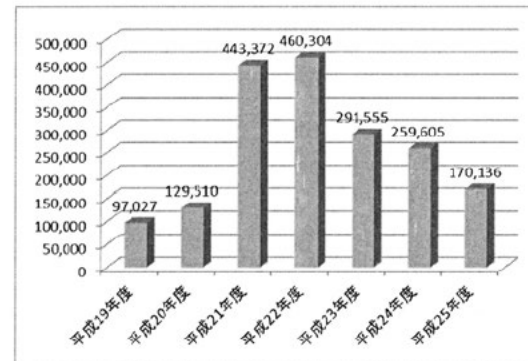
■ 本県では、全国に比べて福祉・介護人材の深刻な不足状況が続いており、平成26年3月の介護職の有効求人倍率は2.34倍であり、全国の2.08倍に比べ高くなっています。また、高齢化の進行等に伴い介護保険施設の整備が進められており、本県においては中長期的な観点からも福祉・介護人材の確保・育成が必要であるため、三重県社会福祉協議会に設置している福祉人材センター事業をはじめ、職場体験事業、マッチング支援事業、離職者等就労支援事業等の種々の事業を実施しています。

【介護関係有効求人倍率】

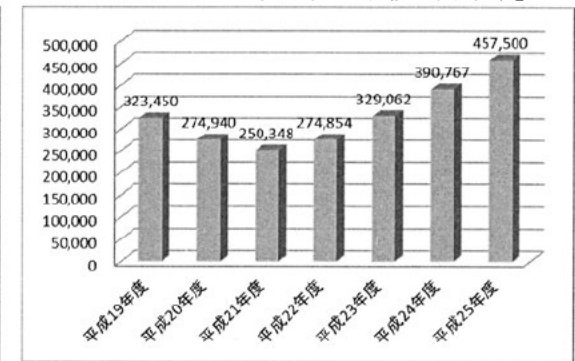
	H22.3月	H23.3月	H24.3月	H25.3月	H26.3月
全国	1.24	1.53	1.75	1.71	2.08
三重県	1.42	1.92	2.29	2.03	2.34

■ 生活福祉資金は、平成21年度から貸付要件の緩和等に伴い貸付額が大きく増加し、現在も高い水準で推移しています。また、滞納額についても増加しているため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を活用して県社会福祉協議会および市社会福祉協議会に計10名の生活福祉資金貸付相談員を配置し、貸付相談や申請受付を行うとともに、自立に向けた支援や償還指導等を実施しています。

【生活福祉資金貸付金額の推移（千円）】



【生活福祉資金滞納額の推移（千円）】



《課題》

福祉・介護人材の確保対策のための事業および生活福祉資金貸付相談員の配置事業については、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を財源として実施していますが、基金事業の実施期限は平成26年度末とされているため、基金の延長と必要額の積み増しが行われない場合、平成27年度以降に事業を実施するための財源確保が困難になります。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課

関係法令等 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領、生活福祉資金貸付制度要綱

15 介護保険適用除外施設から介護保険施設等へ入所する場合の取扱いの見直し

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

介護保険適用除外施設から介護保険施設等に入所する場合について、その利用者の保険者を介護保険適用除外施設に入所を措置した市町村とするよう見直しを行うこと。

《現状》

- 介護保険適用除外施設となっている障害者支援施設や救護施設等に入所している者が、高齢化等に起因する状態の変化により、介護保険施設等に入所し介護保険サービスを利用する場合、利用に先だって必要な要介護認定は、介護保険適用除外施設の所在する市町村が行っています。
- また、適用除外施設から直接、介護保険施設等へ入所し介護サービスを利用する場合、その利用者の介護給付費は、従前に入所していた適用除外施設が所在する市町村が保険者となり負担することになります。
- 今後、介護保険適用除外施設、特に救護施設に入所している者の高齢化に起因する状態の変化により、施設を退所して介護サービスを受けることが必要な方が増加することが見込まれます。

《課題》

- ① 介護保険適用除外施設の所在地の市町村の中には、将来の介護給付費の負担を懸念して利用者の退所に際し要介護認定事務を行うことを躊躇する市町村もあります。
- ② 今後も介護保険適用除外施設に入所している者の退所の増加が見込まれることから、上記の介護給付費の負担が介護保険適用除外施設が所在する市町村の介護保険財政の安定的運営に影響を及ぼすことが懸念されます。

県担当課名 健康福祉部長寿介護課
関係法令等 介護保険法

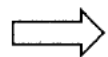
介護保険適用除外施設から介護保険施設等へ入所する場合の課題について

居宅から介護保険施設へ入所する場合

①住所地(居住地) A市



甲さん



②介護保険施設入所 C市



甲さんのC市所在施設の介護給付費用はA市が負担

介護給付費発生

介護保険適用除外施設から介護保険施設へ入所する場合

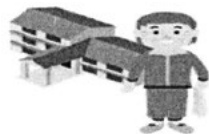
①住所地(居住地) A市



甲さん



②障害者支援施設や
救護施設入所 B市
(※適用除外施設)



甲さんの救護施設に係る措置費用はA市が負担。



③介護保険施設入所 C市



介護給付費発生

甲さんのC市所在施設の介護給付費は適用除外施設が所在するB市が負担

B市の
介護給付費の負担が増加

見直しが必要

16 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科ごとの医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置のためのルールを設定すること。
- 2 子育て中の医師等が、就業を継続でき、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

《現状》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、日本専門医機構において新たな専門医制度の養成プログラムの基準が検討されています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、地域医療支援センターにおいて、これら若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。
- 現在、全国の医師数(50歳未満の病院勤務医師数)における女性医師の割合は約25%です。三重県内においても約20%となっており、医師総数に対する子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が就業を継続でき、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対して、支援を行っているところです。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、新たな専門医制度の養成プログラムの基準に「専門医の在り方に関する検討会」報告書に記述されている一定期間の地域医療に関する研修を含めることとする、全国レベルで統一された仕組みの構築が必要です。
- ② 医師不足の状況下にあつて、医療機関における子育て医師等の勤務環境整備の取組をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを誘導し、評価するための仕組みが必要です。

県担当課名 医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【三重県内の医師数の状況(平成24年末現在)】

	総数	病院	診療所	内科	外科	小児科	産婦人科	麻酔科
全国	226.5	147.7	78.8	80.7	18.3	12.8	10.0	6.4
三重県	197.3 37位	117.4 42位	79.9 22位	73.3 32位	16.2 37位	10.7 41位	9.0 36位	3.9 46位
北勢	165.2	93.6	71.6	62.2	13.9	7.9	7.9	2.7
津地域	334.4	239.0	95.4	107.5	28.3	24.0	14.5	6.7
伊賀	131.4	60.0	71.4	50.3	12.0	8.6	6.3	2.9
南勢 (伊勢志摩除く)	218.1	137.1	81.0	81.4	14.7	8.5	8.0	7.6
伊勢志摩	190.9	95.7	95.2	78.6	15.8	10.0	9.2	2.9
東紀州	156.1	72.2	84.0	85.3	11.8	6.6	7.9	0.0

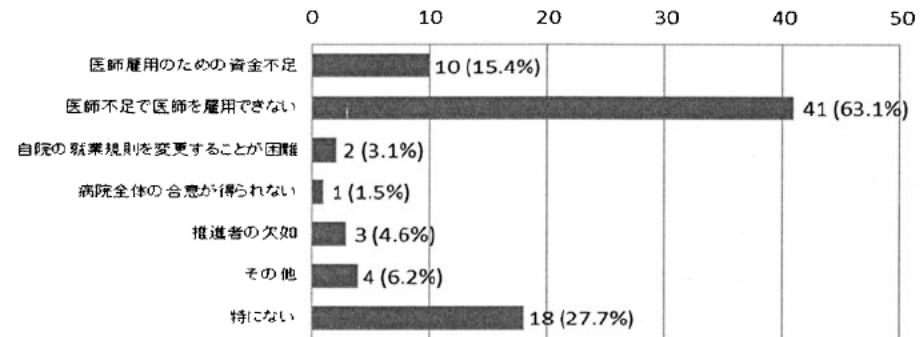
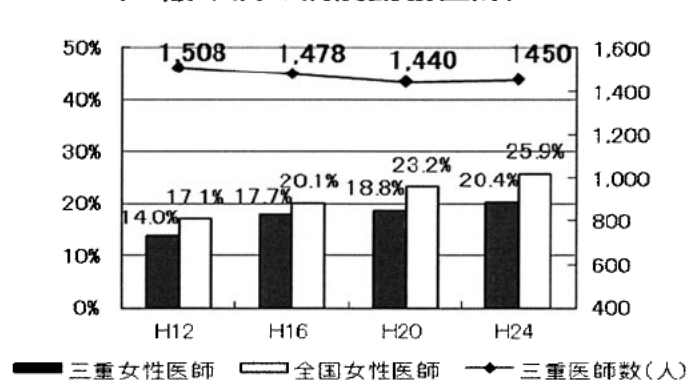
※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成24年末))
 ※総数は、病院及び診療所医師の合計

【厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」報告書(平成25年4月22日) 抜粋】

項目	見直し内容
地域医療との関係	○初期診療が地域で幅広く求められる専門医の養成プログラムの中には、一定期間の地域医療に関する研修を取り入れることが必要。 ○いわゆる「地域枠」等をはじめ、地域医療に従事することを希望する医師が専門医となる環境を確保していく観点から、 <u>地域医療に配慮した病院群の設定を行うことも考えられる。</u>

【 医師総数に対する女性医師の割合と就労支援策が進まない要因 】

図表 1 : 県内医師数と女性医師割合の推移 (50歳未満の病院勤務医師)



*平成24年3月「子育て医師等、就労支援の現況に関する調査」(三重県・三重県医師会)より

17 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるよう、ガイドラインなどにより明確化すること。
- 2 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、受講機会を確保すること。

《現状》

- 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。
- 本県では、平成25年末現在、DMATを保有する13の医療機関において、活動可能なチームは19チームです。

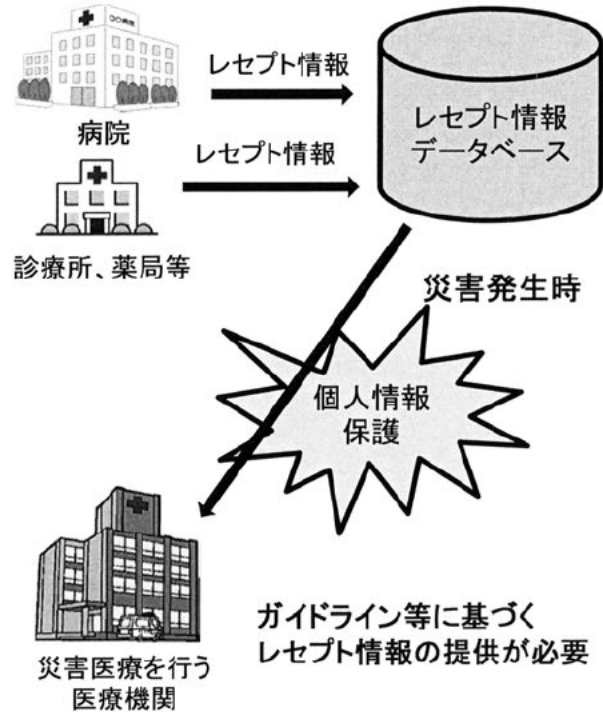
《課題》

- ① 災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。
- ② 個人情報の保護に関する法律において、個人情報の第三者提供の制限を受けない場合について規定されていますが、災害時等に患者の医療情報を第三者へ提供できる状況について明確な規定がないため、ガイドライン等により一定のルールとして明確化する必要があります。
- ③ 国において災害拠点病院の指定要件が見直され、災害拠点病院にはDMATを保有する必要がありますが、1チームしかない病院では、チームメンバーの異動によりチームが編成できなくなる可能性があるため、複数のチームを持つことができるよう研修の受講機会を増やす必要があります。また、災害医療体制を強化するためには、災害拠点病院等のDMAT保有数を増やす必要があります。

県担当課名 医療対策局地域医療推進課

関係法令等 個人情報の保護に関する法律、医療提供体制施設整備交付金交付要綱、日本DMAT活動要領

【資料1】患者情報の第三者提供



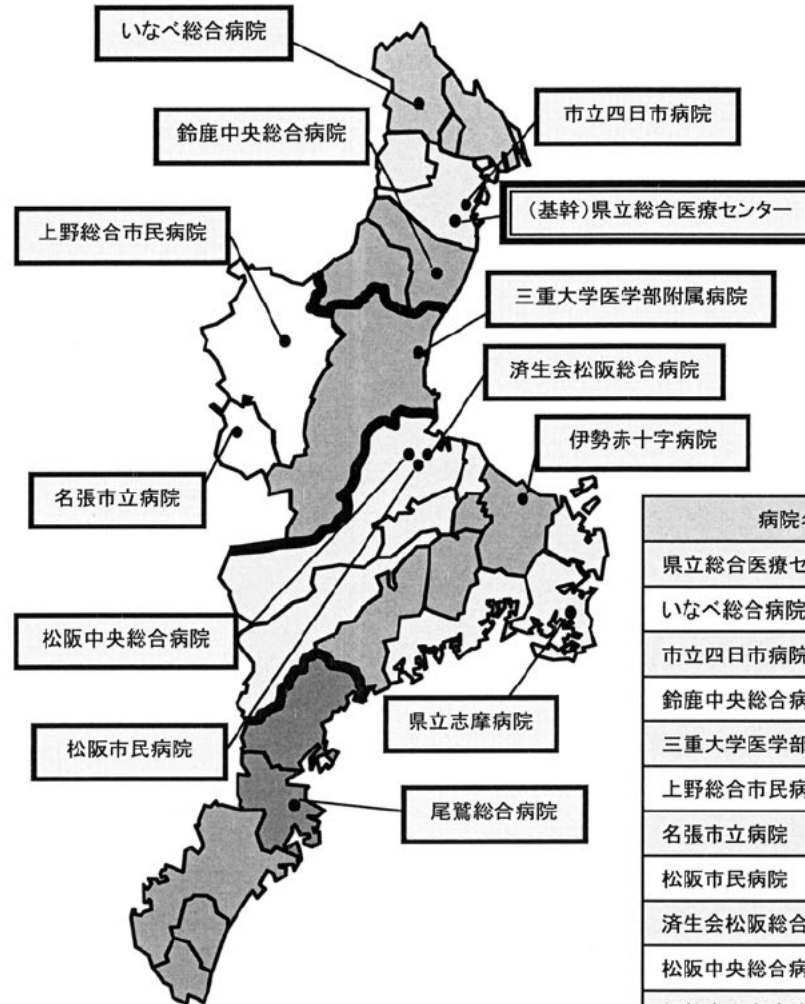
個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

【資料2】災害拠点病院のDMAT保有数



病院名	DMAT数
県立総合医療センター	2
いなべ総合病院	1
市立四日市病院	2
鈴鹿中央総合病院	2
三重大学医学部附属病院	2
上野総合市民病院	1
名張市立病院	1
松阪市民病院	2
済生会松阪総合病院	1
松阪中央総合病院	1
伊勢赤十字病院	2
県立志摩病院	1
尾鷲総合病院	1

(平成26年3月31日現在)

18 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の引き上げ

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

複数の都道府県、山間部や離島を運航対象とする場合には、ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の引き上げを行うこと。
また、同経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合を拡大すること。

《現状》

- 本県では、平成24年2月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の2病院を基地病院として、1機のドクターヘリを2か月交代で運航しています。特に、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が増加しており、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。
- 三重県ドクターヘリの和歌山県との相互利用について検討を進めています。また、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県との5県による連携についても検討を進めています。

《課題》

- ① 原油価格の高騰により燃料費がかさんできており、隣接県への出動や、山間部、離島を運航するケースもある中、現行補助基準額では運航経費が不足しています。今後、隣接県との共同運航を推進していくためにも、運航実績に応じた補助基準額の引き上げが必要です。
- ② ドクターヘリの出動回数が増加する中、安定的な運航体制を維持し救急医療体制を確保していくためには、各都道府県の運航実績をふまえた適正な予算額を確保するとともに、運航経費の都道府県負担分に対する財政支援の充実が必要です。

県担当課名 医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

ドクターヘリ活動実績 (H24. 2月～H26. 3月)

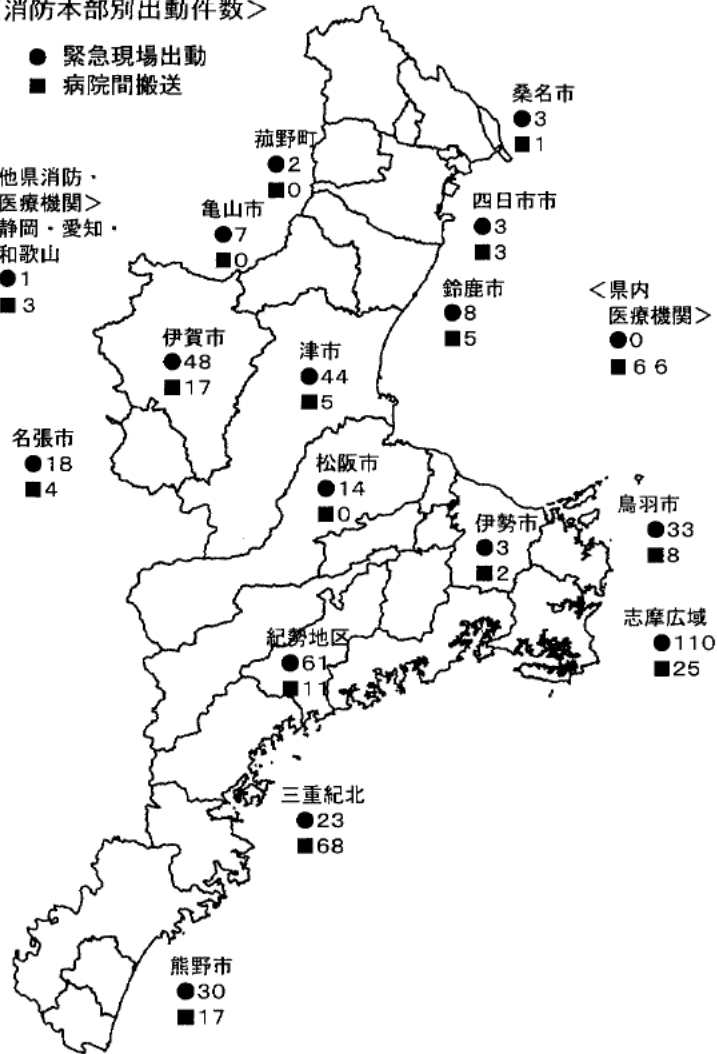
<消防本部別出動件数>

- 緊急現場出動
- 病院間搬送

<他県消防・医療機関> 静岡・愛知・和歌山

- 1
- 3

- 18
- 4



	H23年度	H24年度	H25年度	累計 (H24.2月～ H26.3月)
	2月～3月	4月～3月	4月～3月	
出動件数	19	272	352	643
うち緊急現場出動	9	162	237	408
うち病院間搬送	10	110	115	235
出動不能	3	62	71	136
キャンセル	0	16	30	46

19 乳がん検診の実施方法に関する指針の見直し

【提言・提案事項】**制度**・予算

(厚生労働省)

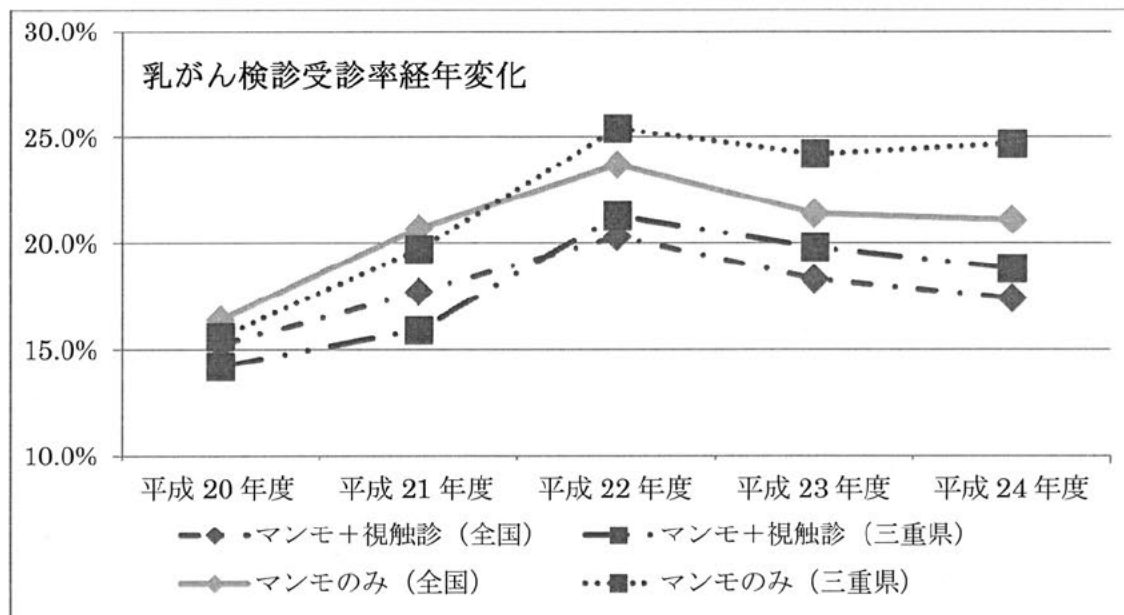
市町村が、健康増進法に基づき実施している乳がん検診の実施方法について、「有効性評価に基づく乳がん検診ガイドライン2013年版・ドラフト」（以下、「ドラフト」）ではマンモグラフィ単独の検査でも、死亡率減少効果が得られると判断され、対策型検診での実施としても推奨された。このことに伴い、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「指針」）に早急に反映させること。

《現状》

- 市町村が健康増進法に基づき実施している乳がん検診については、指針に基づき実施することとされています。また、その検診事業は「地域保健・健康増進事業報告」として報告することとされていますが、この際の受診率は、指針に示された検診方法で実施した場合のみ計上できるものです。
- 指針に示された乳がん検診は、マンモグラフィ検査と視触診を同時に実施することを原則としていますが、視触診のできる医師の確保が難しく、マンモグラフィのみの検診の実施に移行してきています。

《課題》

ドラフトにより有効性が認められている手法を加えるため、指針の改正が必要です。



	乳がん 検診受診 総数	視触診 + マンモグラフィ	マンモグラフィ のみ
H21 全 国	2,090,736	1,745,222	345,514
H22 全 国	2,978,329	2,499,319	479,010
H23 全 国	2,995,313	2,541,993	453,320
H24 全 国	3,045,104	2,509,946	535,158
H21 三重県	32,139	25,245	6,894
H22 三重県	50,944	42,065	8,879
H23 三重県	46,893	39,075	7,818
H24 三重県	52,144	39,178	12,966

県担当課名 医療対策局健康づくり課

20 児童虐待への対応と社会的養護の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実を図ること。
- 2 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な状況にあるため、市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実させること。
- 3 要保護児童が抱える問題の複雑化・多様化を踏まえ、養育機能の確保・向上を図るため、「社会的養護の課題と将来像」に示された施設職員配置基準の引き上げを早急に行うこと。
- 4 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、国が先頭に立って普及・啓発活動を展開すること。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成24年度の件数は1,022件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。
 - 県内の市町においては児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は、29市町中10市町のみです。
 - 県内の児童養護施設等においては、交代勤務や宿直勤務等の厳しい勤務条件に加え、児童の処遇の困難さから、施設職員にとって児童への十分なケアの実施が厳しい労働環境となっています。
 - 里親委託にあたっては、保護者の同意が必要ですが、実親の先入観等から、同意が得られないケースも多くあります。一方、国民の間には、里親についての誤解が見受けられます。
- H25. 3. 31現在 全国の里親委託児童数4,578人 うち養育里親委託児童数3,498人(76%) 三重県の里親委託児童数89人 うち養育里親委託児童数42人(47%)

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等に係る役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 市町における児童相談体制の強化、人材育成が図られるよう、県として各市町の実情を詳細に把握し、必要な支援に取り組んでいます。しかしながら、県全体の児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 社会的養護の充実には養育機能の確保・向上が必要であり、各施設および県における「家庭的養護推進計画」の策定にあたり、早期に施設職員配置基準を引き上げることが求められています。
- ④ 今後、里親委託を推進していくためには、養育里親への委託をより一層増やしていく必要があります。そのためには、里親制度に対する正しい理解を国民全体に広めていく必要があります。県においても里親制度の普及啓発に取り組んでいますが、国全体で誤解を解消し、正しい理解を増進するには国を挙げた取組が不可欠です。

県担当課名 子ども・家庭局子育て支援課
関連法令等 児童福祉法児童福祉法施行令

21 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

【提言・提案事項】 制度・予算

(文部科学省)

- 1 公立学校施設の耐震化推進のための支援措置を継続し、拡充すること。
- 2 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ（1/2→2/3）、改築工事の補助対象期間を延長すること。
- 3 公立学校施設の高台移転等の津波対策に対する支援制度を創設すること。

《現状》

- 本県の公立小中学校の平成 25 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 97.5%ですが、厳しい財政状況や統廃合への対応から、国が目標としている平成 27 年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成 25 年 8 月に技術基準や手引きが示され、対策に着手したところであり、目標年度までの対策完了が厳しい状況にあります。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象の校種が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの拡大された校種における補助は平成 28 年度までの 3 年間の時限措置となっています。
- 平成 26 年 3 月 18 日に三重県が公表した「津波浸水予測図」では、校舎が津波浸水域にかかる公立小中学校は 117 校（21.8%）であり、うち 109 校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。（学校数は平成 26 年 5 月 1 日現在の数値）

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、耐震補強工事の実施において、Is 値 0.3 以上の建物についても Is 値 0.3 未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を 1/2 から 2/3 に嵩上げするとともに、地方財政措置の継続を行う必要があります。特に、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策を進めるため、現状の算定割合（1/3）の嵩上げを講じる必要があります。
- ② 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に 1/2 から 2/3 に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。
- ③ 津波対策については、平成 26 年度に南海トラフ特措法に基づき集団移転促進事業に伴う高台移転の補助制度が創設されましたが、集団移転促進事業に関わらず、高台移転に係る用地取得および改築に要する経費に対する支援制度や建物の高層化に要する経費に対する支援制度が必要です。また、津波に備えて水、電気等を確保するために必要となる設備の移設工事に対する支援制度を創設する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校施設課、環境生活部私学課、子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、学校施設環境改善交付金交付要綱
私立学校施設整備費補助金交付要綱

22 地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し

(総務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方が文化施設等の運営手法を実情に応じて選択できるように、地方独立行政法人の対象業務に文化会館等の管理運営を加えるなど、集積する文化施設等の一体的な組織運営を可能にする制度改正を行うこと。

《現状》

- 本県は、本年4月の新県立博物館(三重県総合博物館 MieMu)の開館を契機に、隣接する三重県総合文化センターおよび至近の距離にある三重県立美術館について、それぞれの特徴や役割をふまえて充実強化を図りながら、集積の利点を生かして、事業等の様々な面で連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流」の場にしたいと考えています。
- これまでも各施設は一体的な情報発信や共通テーマによる連携事業の実施に取り組んできましたが、施設間で連携意識が共有されず、また、ゾーン全体をコーディネートする機能が十分でなかったこと等から、施設(専門分野)を超えた総合的な事業展開や集積の効果が十分に発揮できていない状況です。
- このため、今後、これらの施設に関しては、「一体的に組織運営や事業が行えること」、「経営の自由度が高く、経営努力が反映されること」および「学芸業務等の継続性・専門性・計画性を担保できること」の3つを基本的な考え方として運営していくこととしており、その運営手法について、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の一つとして、現在検討を行っているところです。

《課題》

- ① 効率的・効果的な行政サービスを提供するため、文化施設等の運営手法を地方の実情に応じて選択できるようにする必要があります。
- ② 施設運営の3つの考え方のうち「一体的な組織運営等」に関して、総合的な視点からの事業展開、責任範囲の明確化および柔軟な経営資源配分等の観点から、これらの施設の運営主体を一体化することが望ましいと考えていますが、現行の地方独立行政法人制度においては、文化会館等の管理運営を対象業務としていないため、地方独立行政法人制度を活用した運営主体の一体化を行うことができません。
- ③ なお、指定管理者制度を活用した運営主体の一体化も選択肢の一つですが、事業の継続性・専門性・計画性の担保や学芸員等の専門職員の確保・育成等の点で課題があり、十分な効果を得ることができない懸念があります。

県担当課名 環境生活部文化振興課

関係法令等 地方独立行政法人法および同施行令

23 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 耐震化等に係る補助事業において、補助率の嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や採択基準の緩和（水道事業：資本単価 90 円／ $m^3 \rightarrow 70$ 円／ m^3 、用水供給事業：資本単価 70 円／ $m^3 \rightarrow 50$ 円／ m^3 ）等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助メニューを創設すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の補助率嵩上げ（ $2/3$ ）の採択要件を緩和（上水道事業の査定事業費 1 億円以上 \rightarrow 5 千万円以上など）すること。

《現状》

- 水道事業・用水供給事業において耐震化等の施設整備が遅れていますが、長引く景気低迷や人口減少等により経営が厳しさを増している中、平成 22 年度の採択基準の変更（資本単価の引き上げ）に伴い一層厳しい状況となった事業者があります。また、津波や豪雨等による施設の浸水対策に向けた制度が整備されていません。
- 災害復旧補助事業に係る補助率については、平成 26 年度の制度改正により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の嵩上げ（ $2/3$ ）措置が講じられましたが、査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないこととなっています。

《課題》

- ① 水道事業・用水供給事業を取り巻く厳しい経営環境の中、耐震化対策や老朽化施設の更新等に係る補助事業において、補助率の嵩上げや採択基準の緩和等の財政支援の充実が必要です。また、下水道事業では津波等による浸水対策の整備が進められていますが、水道事業・用水供給事業においても施設の浸水対策に向けた補助制度の創設等、事業者への支援が求められています。
- ② 紀伊半島大水害（平成 23 年台風 12 号）に対する特別措置（補助率の嵩上げ）が実施された際に、激甚災害に指定されながら査定事業費の額の違いにより、特別措置が適用された市町と適用されなかった市町があったことから、採択要件の緩和が求められています。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

24 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の充実強化と、地方自治体が地域の実情に応じて人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額するとともに、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえた法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立すること、およびその実施における地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施すること。

《現状》

- 偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決に向けて、国と地方自治体が連携して人権教育・啓発に取り組んでいます。本県では、人権啓発活動地方委託事業による市町再委託制度と併せて、県単独補助金制度を設けて、市町と連携して啓発を推進しています。
- 人権侵害による被害者の救済に関しては、本県では県人権センター等に人権に関する相談窓口を設け支援を行っています。
- インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生しており、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やネットモニターリーダー養成講座等の人材育成支援を実施しています。

《課題》

- ① 人権問題の解決に向けては、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を各地方自治体が主体的に取り組む必要があります。そのためには、人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保されるとともに、地域の実情をふまえ、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- ② 人権侵害に対する被害者救済に関しては、地方自治体等が行う相談対応には限界があることから、実効性が担保された国による救済制度が確立され、地方自治体等と連携して、迅速かつ効果的にきめ細かく被害者救済が推進されていく必要があります。
- ③ インターネット上の人権侵害については、現行法では有効な手段が取れず、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

県担当課名 環境生活部人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱

25 多文化共生社会づくりの推進

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人全般の受入方針と中長期的な方向性を示す大綱等を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時の対応等を多言語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、公的な医療制度全体の枠組みの中で医療通訳など必要な仕組みを整備すること。
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導や日本語指導に係る施策および財政支援を充実させること。

《現状》

- 近年の日本の人口減少や外国人住民の定住化など、環境は大きく変化する中、三重県の外国人住民数は 42,879 人(平成 24 年末)と県人口で 2.33%を占め、外国人比率は全国第 3 位です。
- 本県や外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組を進めています。
- 南海トラフ巨大地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築を目指しています。
- 日系人をはじめとする外国人の定住化が進み、外国人が医療機関に行く機会が増えてきています。
- 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒(1,894 人)が、県内の公立小中学校および県立学校の約 37%にあたる 231 校に在籍しています(平成 25 年 9 月 1 日現在)。

《課題》

- ① 国が策定した「日系定住外国人施策の推進について」は、中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、および日本社会に適應して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針の策定には至っていません。
- ② 外国人住民が集住する市町に対しては特別交付税が交付されていますが、県や市町の多文化共生社会づくりに関する取組への財政的支援としては、まだ不十分です。
- ③ 災害発生時に県が行う広域的な取組に対して、国として財政的支援を含めた新たな支援制度が必要です。
- ④ 外国人が医療機関を利用する際、言葉の壁や文化・風習の違いによって、コミュニケーションが十分にとれない場合があります。
- ⑤ 外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、「特別の教育課程」による日本語指導が可能になったこともふまえ、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立および進路保障を図ることが必要です。

県担当課名 環境生活部多文化共生課、教育委員会事務局小中学校教育課、高校教育課、特別支援教育課

26 南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体系の整備

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 災害廃棄物の広域処理について、国の役割を明確にし、全国ブロック内およびブロック間の広域支援体制を早期に構築すること。
- 2 災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設に使用する用地について、市町村が国有地などを候補地として指定できるよう国が対策を講じること。

《現状》

■ 平成25年6月21日公布の災害対策基本法の一部改正では、大規模広域な災害に対する即応力の強化等とともに廃棄物処理の特例措置が規定されました。また、環境省では、国土強靱化施策の一環で、巨大地震に備えた廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討が進められているところです。

本県においても、広域的な大規模災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行う体制の構築に向け県および市町で災害廃棄物処理計画策定の取組を行っています。

■ 市町村が災害廃棄物処理体制を構築する上で、膨大な災害廃棄物を処理するための仮置場や仮設処理施設の用地を事前に確保しておくことが不可欠です。そのため、県内各市町では、仮設住宅用地等のその他の防災拠点と重複するなど調整が必要な部分はあるものの、三重県が独自に推計した災害廃棄物の発生量約663万tに対応する仮置場等の確保を進めています。しかしながら、内閣府が推計する最大3,200万tへの対応は困難であると考えられます。

《課題》

① 災害対策基本法の「災害緊急事態の布告」が発せられた際、行政機能が低下した市町に代わって、速やかに県が災害廃棄物処理を調整し、迅速に災害廃棄物処理対策を講じることが重要です。

そのためには、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力をふまえた、地方環境事務所、関係自治体等からなる広域的な処理体制の構築が必要です。

② 県内の市町では、災害廃棄物の仮置場やその候補地として一定の市町有地を確保していますが、東日本大震災の教訓をふまえると、迅速な廃棄物処理には、推計発生量に対応できる仮置場(候補地)を選定しておく必要があります。そのため、県有地だけでなく未利用遊休地や津波の浸水区域内に所在する国有地等についても積極的な活用が必要です。

県担当課名 廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

27 廃棄物の適正処理に関する体制整備の推進

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町が整備を行う高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設および浄化槽等に係る循環型社会形成推進交付金について、平成 27 年度分の必要額を確保すること。
また、高効率ごみ発電施設の整備について、一部の機器整備費に限定し交付率 1 / 2 を適用する支援制度としているが、一層の整備促進に向け、全ての対象事業費について交付率を 1 / 2 まで引き上げる制度に拡充すること。
- 2 新たに設置する安定型最終処分場について、遮水工や浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。

《現状》

- 全国的にダイオキシン対策により整備されたごみ処理施設（～平成 14 年度）の更新整備に伴い循環型社会形成推進交付金の要望増が見込まれており、本県の市町においても、平成 27 年度の交付金要望額は 63 億円と見込まれ、平成 26 年度分（53 億円）よりも増加傾向にあります。
また、高効率ごみ発電施設の整備費用のうち、燃焼、排ガス処理、発電設備等に限定して交付率が 1 / 2 に引き上げられた一方で、土木建築工事等には従前の交付率 1 / 3 が適用されています。
- 安定型最終処分場の構造基準上、遮水工など浸透水の地下浸透を防止する設備は不要ですが、安定 5 品目以外の廃棄物の付着や混入などがあった場合、これらの影響による地下水の汚染が懸念されます。さらに、新たな科学的知見により水質基準が強化された場合、地下水が新基準を超過する汚染リスクへの的確な対応ができる備えが必要です。

《課題》

- ① 循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進交付金による十分な支援を受けないと、必要な施設整備が進められないことが懸念されます。一層の整備促進をはかるためには、全ての交付対象事業費に対して 1 / 2 の交付率を適用する支援制度の拡充が必要です。
また、本県では、ダイオキシン対策等を受けて実施した RDF 焼却・発電事業が平成 32 年度末で終了する状況をふまえ、高効率ごみ発電施設整備を含む新たなごみ処理体制の整備が必要となっています。
- ② 安定型最終処分場の監視業務において、安定型 5 品目以外の付着・混入がないか否かを完全に把握することは難しく、また、一旦、地下水が汚染された場合には、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。

県担当課名 廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 循環型社会形成推進交付金要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

28 産業廃棄物の不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 産廃特措法に基づく支障除去対策において、用地購入費を支援対象に追加すること。
- 2 産廃特措法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 3 産業廃棄物原状回復支援事業について、平成 28 年度以降も制度を存続し、支援を継続すること。

《現状》

- 四日市市大矢知・平津事案は、覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策を実施しており、調整池等を措置命令区域外に設置することとして、用地を一般地権者から購入する計画ですが、現在の運用では、用地購入費は対象外とされており、産廃特措法に基づく財政的支援が受けられません。
- また、「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受けた上で、地元と一体となって対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用方法の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。
- 平成 10 年 6 月以降の事案を対象とする産業廃棄物原状回復支援事業について、国等において制度の変更が検討されています。（平成 25～27 年度の支援比率 国 30%、産業界 40% 計 70% ※本県は現時点では該当事案なし）

《課題》

- ① 覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策の実施において、調整池等の用地を確保するために多額の費用が必要です。
- ② 支障除去対策完了後の跡地の有効利用がなされるよう、跡地の整備を実施するには多額の費用が必要です。
- ③ 平成 28 年度実施分から自治体への支援が大幅に縮小されるおそれがあります。円滑に原状回復等がなされるよう、産業廃棄物原状回復支援事業の現行制度をできる限り維持し、自治体の財政負担を軽減する必要があります。

【四日市市大矢知・平津事案】 廃棄物埋設面積：約 95,000m² 廃棄物埋設容量：約 2,620,000m³
用地取得面積および金額（平成 26～27 年度取得予定）：19,650m²×8 千円/m²=157,200 千円

県担当課名 廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

29 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、早期完成に最大限努めること。

《現状》

- 川上ダムは、平成 21 年 4 月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画および平成 23 年 2 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 27 年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸(100%)の移転が完了し、用地については約 97%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- しかしながら、国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっています。

《課題》

[治水]

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れてきた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

[利水]

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 検証により完成工期が延伸する場合には、建設関連費、水資源機構の事務経費、および水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、検証を速やかに終える必要があります。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課、環境生活部大気・水環境課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

30 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図ること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠の拡大
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象事業および対象者、予算枠の拡大
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する新たな支援制度の創設

《現状》

- 県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。
- 国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等に対し支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外です。また、大手民鉄が補助対象から除外されているため、特に、採算性の低い支線で施設の老朽化が進み、整備が遅れています。さらに、平成26年度予算における国の補助内示額は、要望額に対し40～45%減額されています。
- 地域鉄道の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

《課題》

- ① バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、末端の移動を担う地域内のバスから、地域間幹線系統バスや鉄道へ乗り継げるよう、生活交通のネットワーク化を進め、さまざまな移動需要に対応できる利便性の高いバスへ転換していく必要があります。そのためには、これまで以上の予算枠の確保が必要となっています。
- ② 地域鉄道および大手民鉄にとって、安全性向上のための投資が大きな負担となっていることから、補助対象となる事業や事業者、予算枠を拡大する必要があります。
- ③ 経営が厳しい地域鉄道の運行支援について、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地域鉄道の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

31 地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

航路維持のため、バスや鉄道等の公共交通機関と同様に、欠損に対する補助や施設・設備の更新に対する補助等の支援制度を創設すること。

《現状》

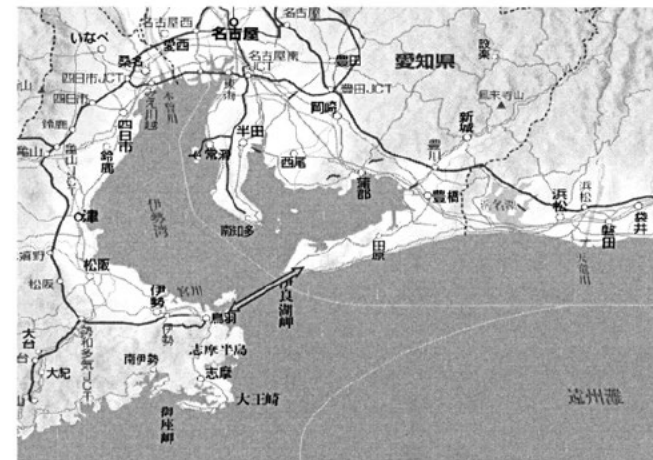
- 本県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶ鳥羽伊良湖航路は、平成 22 年 9 月末で廃止されることになっていましたが、地元の強い要望を受け、愛知県、鳥羽市、田原市や国と存続策を協議し、2 県 2 市で伊勢湾フェリー（株）の株式の取得、経営基盤強化のための資金支援を行ったほか、港湾使用料や固定資産税等の減免を実施してきました。
- また「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設立し、国の支援を受けて「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」を平成 23 年 3 月に策定し、この計画に基づき、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間、フェリーを活用した旅行商品の造成や航路の PR などの利用促進策に取り組んでいます。
- 鳥羽伊良湖航路は、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化や広域的な連携はもとより、国道 42 号を結ぶ海の道としての機能を有していることから重要な役割を担う社会基盤であり、今後も維持していくことが必要です。

《課題》

内航フェリーは、高速道路政策や燃油価格の高騰など環境変化の影響を受けやすいことから、同航路を維持していくためには、国による新たな支援制度の創設や施策の実施が不可欠です。



県担当課名 地域連携部交通政策課



32 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。
- しかし、近年、設備投資の促進を目的として、経済産業省や経済界から、償却資産課税の見直し等が求められています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱においても、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、「幅広い観点から引き続き検討する」こととされました。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に対する固定資産税は地方税収全体の約 13.8% (平成 24 年度) を占めており、全国の市町村におけるその割合 (約 7.6%、平成 24 年度) と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に対する固定資産税が廃止されることとなれば、本県市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ さまざまな創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済政策のために奪うようなことは、地方分権に逆行していると考えられます。

	償却資産税額	地方税収	割合
三重県市町合計	381 億円	2,751 億円	13.8%
全国市町村合計	15,387 億円	203,152 億円	7.6%

県担当課名 地域連携部市町行財政課

関係法令等 地方税法

33 国民体育大会の開催に係る運営費等の支援

【提言・提案事項】 制度・予算

(文部科学省)

- 1 本県は平成33年第76回国民体育大会の開催に向けて準備を進めているところであるが、国体の開催に係る負担が非常に大きいことから、開催県の負担を軽減するとともに、大会の充実が図られるよう、大会運営費の補助対象について、市町が負担する経費も含めること。
- 2 国体未実施のオリンピック競技種目の国体への導入にあたっては、当該競技種目の普及度合いや地方の実情を総合的に勘案するとともに、新たに地方に人的・財政的負担が生じないように措置すること。
- 3 大会の簡素・効率化を図るため、施設基準の適用にあたっては、開催県の実情に応じ弾力的に運用できるように検討を進めること。

《現状》

- 国体について、経済の長期的低迷やスポーツの国際化の進展等による関心の低下、開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化してきており、大会の充実・活性化と併せて、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきています。
- 国体は、国、(公財)日本体育協会および開催県の三者の共催で開催され、国は、開催県に対し、式典および競技運営に直接必要な経費を補助していますが、市町にも、競技会の開催経費や施設整備費等、直接的な経費負担があります。
- 2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定したことを受け、(公財)日本体育協会が「国体における2020東京オリンピック対策実行計画(案)」を策定し、国体で実施されていない五輪実施競技種目を平成26年長崎国体から順次、導入する考えを示しています。
- 総合開会式、閉会式および競技会場となる施設の整備についても、国体施設基準を満たすために必要な施設改修など開催に係る経費は、開催都道府県および市町が負担しています。

《課題》

- ① 国体の本大会では正式競技37競技に加え公開競技等が開催されますが、大会運営費、競技役員の養成および施設の整備など開催県の大きな財政負担が生じているところです。
- ② 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費および運営費に係る市町が負担する経費は対象となっていません。
- ③ 開催予定となっている県は、(公財)日本体育協会が定める「国体開催基準要項」等に基づき、既に対象競技について諸準備を進めているところであり、新たな競技種目を導入することは、開催県や市町が当初想定していなかった人的・財政的負担を負う可能性があります。
- ④ 施設基準の適用や実施競技の決定については、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の実情に応じた弾力的な運用がしにくい状況にあります。

県担当課名 スポーツ推進局国体準備課

関係法令等 スポーツ基本法

34 半島振興対策の充実

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成 27 年 3 月末に法期限を迎える半島振興法について、半島地域の特性や実情をふまえ、法の延長を実現すること。
- 2 半島振興計画に基づく事業の円滑な事業実施のため、地方債・地方交付税による支援措置の充実等、財源の確保を図ること。

《現状》

- 本県では、平成 17 年 3 月に改正延長された半島振興法および平成 17 年度に和歌山県・奈良県とともに策定した「紀伊地域半島振興計画（H17～H26）」に基づき、各種支援措置を活用しながら、松阪市以南の 16 市町を対象として広域的かつ総合的な振興施策を推進しています。
- 半島地域は、三方が海に囲まれ、平地に恵まれない厳しい地理的条件にあるため、高齢化・人口減少の進行が著しく、交通・産業基盤、生活環境基盤の整備等の面で一般の地域に比べ低位にあります。また、本県の半島地域は全国有数の多雨地域で、これまで幾度となく風雨の被害を受けており、さらに南海トラフ巨大地震発生の切迫性も高まっています。
- このような状況の中、平成 27 年 3 月末に半島振興法の効力が失われます。

《課題》

- ① 本県における半島地域の振興のため、半島振興法に基づき、各種施策を実施してきましたが、他地域に比べ、未だ交通・産業基盤、生活環境基盤の整備等の面で立ち遅れており、地域の発展が阻害されています。
- ② 他地域に比べ財政力指数の低い市町が多く、財政基盤が脆弱であり、半島地域市町の自立的発展、地域住民の生活の向上を図るためには、より一層の財政的支援が必要となっています。

県担当課名 南部地域活性化局南部地域活性化推進課

関係法令等 半島振興法、紀伊地域半島振興計画

35 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境整備

(農林水産省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 農林水産物・食品の輸出に関する一連の情報を品目別・国別に収集し、ワンストップで事業者提供できる仕組みを構築すること。
- 2 青果物や畜産物など生鮮食品の輸出促進の障壁になっている輸出先国の検疫条件等の規制緩和に取り組むこと。
- 3 特に、水産物の輸出促進の障壁になっている放射性物質検査証明について、科学的根拠に基づき輸出先国の規制緩和に取り組むこと。

《現状》

- 本県では、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、台湾やタイでの物産展の開催、現地バイヤーとの商談会等に取り組んできたことに加え、昨年度末に新たに設置した「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」において、国別・品目別輸出戦略をふまえながら、東アジア・アセアン・北米をはじめとする地域への輸出拡大に向けた取組を進めています。
- 農林水産物・食品の輸出に関する一連の品目別・国別の輸出規制などの最新情報をワンストップで事業者提供できる仕組みがないため、県内事業者が輸出を断念したり、輸出までに長期間を要したりすることがあります。
- 本県で取り組んでいるタイへのみかんの輸出の例では、事前の園地登録や現地検疫官を招いての園地検査、病害虫の調査や輸出時の封入確認など厳しい対応が求められるため、事業者や産地にとって輸出にチャレンジしようとする意欲が削がれる状況となっています。
- タンザニア、レバノン、韓国、中国、ブルネイの5か国は、本県水産物に放射性物質検査証明を求めています。今までに本県水産物で東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。

《課題》

- ① 生産者や事業者等が新たに農林水産物等の輸出に取り組む際、輸出に関する一連の品目別・国別の必要な情報を即座に入手できるよう、ワンストップで事業者提供できる仕組みが必要です。
- ② 青果物や畜産物などの生鮮食品の輸出について、輸出先国の検疫条件等の規制が輸出の障壁となり、その対応が個別に必要なほか、国・品目によっては規制に対応できず、輸出できない場合が多くあります。
- ③ 放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。

県担当課名 農林水産部フードイノベーション課、水産資源課

関係法令等 輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領（植物貿易法、家畜伝染病予防法）、対各国との輸出取扱要領等

36 農政改革の実効性を確保するための施策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 平成30年産からを目途に、生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断などにより、需要に応じた米の生産販売を行えるよう誘導していくため、的確な方策を講じるとともに、その行程を明らかにすること。
- 2 対象品目や経営の種類を制限しないなど地域の実情に柔軟に対応でき、意欲的な農業経営体の収入減少に備えることができる収入保険制度を早期に創設するとともに、恒久的な制度となるよう法制化すること。また、制度の創設に際しては、燃油や資材など経費の高騰にも備えることができるように、総合的な制度とすること。

《現状》

- 国の米政策の見直しでは、5年後（平成30年産から）を目途に、行政による生産数量配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等をふまえて生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政と現場が一体となって取り組むこととされています。しかしながら、本県の転作作物の4割を占める麦の多くが集落営農等により作付けられていますが、残り6割は新規需要米や不作付地となっており、主食用米の生産が拡大する懸念があります。
- 現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少等を対象としており、価格低下は対象とされていません。また、野菜などの価格安定制度は収量減少には対応できていないほか、本県の特産である花木については、農業共済、価格安定制度の対象となっていない。
- 平成26年度、国においては、農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の設計に向けた調査が実施されています。攻めの農業を展開する農業者等にとって、異常気象による大規模な自然災害の頻発や、グローバル化の進展等による農産物価格の急落が懸念され、現行制度のみでは、積極的な農業経営に取り組みにくい状況です。
- 燃油価格が平成20年の高騰時に近い水準まで上昇しているほか、資源の逼迫や世界的な需要の高まりなどを背景に、将来的に資材費も高騰することが予想されます。

《課題》

- ① 平成30年産から、国が示す需給の見通しや自らの経営判断などに基づき、生産者や集荷業者・団体が主体的に的確な米の生産・販売が行える状況になるよう、具体的な方策とその行程を関係者が共有しながら、一体となって誘導していく必要があります。
- ② 産地や農業経営の発展に向け、意欲的な農業者を対象とした、収入保険制度を早期に創設することが必要です。また、創設に際しては、市場価格・収量の低下のみならず、燃料や資材など経費の高騰にも対応した総合的な制度にしていくとともに、制度を恒久的なものとしていくため、法制化することが望まれます。

県担当課名 農林水産部担い手育成課、農産園芸課

関係法令等 農業災害補償法、野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律

37 高病原性鳥インフルエンザの発生時における雇用調整助成金に係る特例措置等の充実および恒久化 (農林水産省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後、直ちに、畜産農家等が雇用調整助成金を円滑に利用できるよう、支給要件の緩和と支給開始時期に係る特例措置を恒久的に講じること。

《現状》

- 雇用調整助成金制度は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の発生に伴う防疫上、生産活動の縮小を余儀なくされた畜産農家等が家畜の飼養管理等に熟練した優秀な従業員の雇用を維持するために利用できる非常に有益な制度です。
- 平成22年4月から国内で発生した口蹄疫に関しては、支給要件の緩和に加え特例措置が設けられたことから、移動制限解除後の1か月間の生産量や売上額などの見込みが、発生前1か月間の実績や前年同期と比較して5%以上減少する場合には、移動制限解除後直ちに、助成金の申請が可能となりました。
- 一方、平成22年11月から翌年2月にかけて国内で頻繁に発生した高病原性鳥インフルエンザに関しては、支給要件の緩和が実施されたものの、支給開始時期に係る特例措置が設けられなかったことから、移動制限解除後1か月間の減少見込みではなく減少実績が支給条件となり、移動制限解除後直ちに、助成金の申請ができませんでした。
- なお、これらの支給要件の緩和と特例措置は、家畜伝染病の発生が終息したことをふまえ、平成24年4月に廃止されています。

《課題》

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、これまでの口蹄疫の発生時と同様の支給要件の緩和に加え、支給開始時期に係る特例措置を行うことにより、畜産農家等が移動制限解除後直ちに、雇用調整助成金を申請できるようにすることが必要です。
- ② 雇用調整助成金制度の支給要件の緩和と特例措置については、雇用環境が悪化する事案の発生時において臨時的に設けられており、一定期間が過ぎると失効します。高病原性鳥インフルエンザが近隣諸国および国内で発生していることをふまえ、迅速に特例措置等が発動できるよう、制度を恒久化することが必要です。

県担当課名 農林水産部畜産課

関係法令等 雇用保険法

38 大規模災害に備えた農業用施設の着実な改修整備の実現

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 老朽化した農業用ため池の改修整備を加速させるため、地方債（公共事業等債）の充当率（現行 90%）を 100%にすることや、国庫補助率（現行 50%～55%）を事業の緊急性等に応じて引き上げることなどにより、地方負担の軽減を図ること。
- 2 農林水産省の湛水防除事業で整備した排水機場について、宅地化が進展し受益面積に占める農用地の割合が 50%未満となった場合においても、地域防災の観点から更新整備に対する支援措置を講じること。

《現状》

- 本県には、3,158 箇所の農業用ため池があり、その多くで堤防や取水施設などの老朽化が進んでいることから、大規模地震等の発生により重大な被害の発生が懸念されています。
- 国の当初予算でため池の改修整備を行う場合、公共事業等債の充当率は 90%とされていますが、これまで実施された国の補正予算で整備する場合には、地方の資金調達に配慮して 100%充当されました。
- 過去に湛水防除事業で整備してきた排水機場について、ポンプ等が老朽化し、改修が必要な状況にありますが、宅地化が進展している場合、受益面積に占める農用地の割合（50%以上）が事業要件を満たしていないことから、更新整備の事業対象外となっています。

《課題》

- ① 逼迫した地方財政の状況に鑑み、公共事業等債については、当初予算において農業用ため池の改修整備を行う場合でも 100%充当にするとともに、国庫補助率についても事業の緊急性等に応じて引き上げるなど、地方負担の軽減が望まれます。
- ② 老朽化と併せて宅地化が進展している地域の排水機場については、受益面積に占める農用地の割合が低下しているものの、雨水の流出状況に大きな変化が生じ、排水に支障を来す場合があるため、地域防災の観点から、更新整備を着実に進めていく必要があります。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱

39 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 改正される「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に規定される「指定管理鳥獣捕獲等事業」の創設等に際し、鳥獣捕獲に係る国・都道府県・市町村の役割を明確にするとともに、新たに地方負担が生じないようにすること。
- 2 国や地方自治体、関係団体の連携により、国有林や国立公園およびその周辺におけるニホンジカの広域一斉捕獲を早期実施すること。
- 3 狩猟免許有効期間の延長や猟銃の技能講習が免除になる特例規定の延長に加え、大量捕獲技術等の開発・普及を進めること。
- 4 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に応えられる予算額を確保すること。また、ジビエ料理の普及啓発や獣肉の食中毒菌モニタリング検査など、都道府県が行う獣肉の利活用促進に向けた取組に対して支援措置を講じること。
- 5 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金において、鳥類（カワウ）の捕獲に対する上限単価の更なる引き上げを行うこと。

《現状》

- 鳥獣保護法の改正に伴い、国または都道府県が指定管理鳥獣の捕獲等事業を実施することができるようになりますが、捕獲に向けた国、都道府県、市町村の役割や地方負担のあり方が明らかになっていません。
- 大杉谷国有林や吉野熊野国立公園、その周辺の民有林においては、国の機関や地方自治体がニホンジカの被害対策に取り組んでいますが、ニホンジカによる樹木の剥皮や林床植生の衰退など、依然、林業被害等は深刻な状況です。
- 捕獲者の確保に向け、狩猟免許取得を推進していますが、狩猟免許登録者数は年々減少し、捕獲力の低下が懸念されています。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、侵入防止柵の整備などに取り組んでいますが、被害は高い水準に留まっています。また、獣肉等の利活用の促進に取り組んでいますが、消費者の認知度は低く、販路が十分に確保されていません。
- 近年、カワウの生息域が拡大し、各漁協において銃器による駆除や追い払い等が実施されていますが、被害が拡大しています。

《課題》

- ① 捕獲を効果的・効率的に進めるため、これまで捕獲を主体的に進めてきた市町と、都道府県および国との役割分担を明確にする必要があります。また、「指定管理鳥獣捕獲等事業」により都道府県が行う新たな捕獲事業は、国の負担によって行われることが望まれます。
- ② 国有林や国立公園、その周辺では、市町や県域を越えたニホンジカの捕獲活動は実施されておらず、関係機関による広域的な捕獲活動の実施が必要です。
- ③ 狩猟免許有効期間の3年から5年への延長や猟銃の技能講習を免除にする特例規定の延長など、狩猟登録者の確保に向けた環境整備が必要です。また、効果的・効率的な捕獲技術の開発・普及を進めることが必要です。
- ④ 地域が獣害対策に着実に取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保が必要です。また、獣肉の利活用を促進するためには、衛生管理の取組を充実させるとともに、獣肉に対する消費者の認知度を向上させていく必要があります。
- ⑤ カワウの捕獲強化のため、捕獲実態に応じて、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の上限単価を更に引き上げる必要があります。

県担当課名 農林水産部獣害対策課、水産資源課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

40 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省、経済産業省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 林業の成長産業化に向けて「森林整備加速化・林業再生事業」を地方が地域の実情に応じて計画的に進められるよう、
 - (1) 原則平成26年度限りとなっている当該事業を一時的な対策でなく、長期的な支援制度とすること。
 - (2) 搬出間伐を支援対象に加えるとともに、地方負担の軽減を図ること。
 - (3) 公共建築物等の木造・木質化に対する支援の対象に商業施設等の民間建築物を加えるなど、支援メニューを拡充すること。
- 2 地域材の需要を拡大するため、「木材利用ポイント」制度を一時的な対策でなく、継続的に実施すること。
- 3 「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林整備対策や地域材の利用促進対策を加えること。

《現状》

- 県では「林業の成長産業化」に向けて、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、路網整備等の促進により県産材の安定的・効率的な供給体制の構築を図るとともに、「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進等による県産材の利用拡大に取り組んでいます。
- 「林業の成長産業化」を進める上で重要な役割を担っている「森林整備加速化・林業再生事業」や「木材利用ポイント」制度について、平成25年度補正予算で拡充・延長されたものの、いずれも一時的な対策となっています。
- 地球温暖化がますます重要な課題となる中で、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に施行されましたが、税収はエネルギー起源CO₂排出抑制対策のみに充当される仕組みとなっています。

《課題》

- ① 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の成長産業化に向けて「森林整備加速化・林業再生事業」を地方が地域の実情に応じて計画的に進められるような仕組みとすることが必要です。
- ② 間伐等の森林整備について、県の厳しい財政状況の中、地方負担分の予算を確保することが課題です。
- ③ 住宅建築分野等における地域材の需要を拡大するためには、「木材利用ポイント」制度の継続的な実施が必要です。
- ④ 地球温暖化対策として、大きな役割を果たしているCO₂の吸収源としての森林整備や排出削減を図るための地域材の利用促進が果たす役割は大きいことから、必要な財源を確保し、着実に進める必要があります。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

41 水産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化

(農林水産省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 新規漁業就業者の定着を促進するため、独立自営で漁業に就業した若者に対する給付金制度を創設すること。
- 2 漁業者が安心して操業できるよう、漁船に対する自動船舶識別装置（AIS）の装備を義務化すること。
- 3 海女漁業の振興に向け、藻場造成の予算を確保すること。
- 4 アサリ資源の回復を図るため、カキ殻を用いた新素材の活用による稚貝確保の取組に対する支援を行うこと。

《現状》

- 独立自営で漁業への就業を希望する若者にとって、就業初期の所得の不安定な状況が就業を躊躇する大きな要因となっています。
- 平成 24 年 9 月の本県カツオ一本釣り漁船の事故を受け、水産庁長官からは、運輸安全委員会の意見をふまえ、都道府県知事に、漁船に対する AIS の装備を推進するよう通知が出されていますが、AIS の装備を義務化するものではなかったことから、平成 25 年度調べでは、遠洋や近海で操業する総トン数 19 トン以上の本県漁船 53 隻のうち、AIS が装備された船は 21 隻にとどまっています。
- 日本国内の約 2,000 人の海女のうち、本県では 978 人（平成 22 年）が漁に従事していますが、環境の変化等によってアラメやカジメの藻場が減少しており、海女の代表的な漁獲物であるアワビの漁獲量は 20 年間で 5 分の 1 に減少しています。
- 鳥羽磯部漁業協同組合浦村支所浦村アサリ研究会（代表：浅尾大輔氏）が、新素材（カキ殻加工固形物）を用いてアサリ採苗・養殖に取り組み、平成 25 年度農林水産祭で天皇杯を受賞しました。網袋に新素材を 5～10kg 入れた「アサリ着底促進基盤」の干潟におけるアサリ稚貝の定着効果を維持していくには、網袋の定期的な清掃が必要であり、多大な労力を要しています。

《課題》

- ① 独立自営の漁業の新規就業者を定着させるためには、青年就農給付金制度のように、就業初期（5 年間程度）の所得を確保していくことが必要です。
- ② 遠洋や近海で操業する指定漁業の漁船については、外航船が輻輳する航路にあたる漁場で操業することも多いことから、船舶の異常接近防止に有効な AIS の装備を指定漁業漁船に義務付けることにより、海難事故防止を図ることが必要です。
- ③ 海女漁業における収入増加に向け、早期にアワビ等の水産資源を回復させるための藻場造成に予算を確保し、計画的に取り組むことが必要です。
- ④ 全国的なアサリ漁獲量の減少で放流用稚貝の確保が困難となる中、「アサリ着底促進基盤」を用いた稚貝確保の取組が普及していくよう、支援が必要です。

県担当課名 農林水産部水産経営課、水産資源課、水産基盤整備課

関係法令等 漁業法、漁船法、SOLAS 条約、船舶設備規定、水産基盤整備事業補助金交付要綱

42 漁業経営の安定に向けた施策の充実・強化

(総務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 燃油価格が高止まる中、漁業者の経営安定を図るため、燃油価格上昇分を補填する「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、漁業者の負担割合を「漁業用燃油緊急特別対策」と同様の 25%に引き下げて継続実施するとともに、農林漁業者等に対する軽油引取税の課税免除措置の恒久化を図ること。
- 2 漁業共済制度（養殖共済）における赤潮特約の掛金率を、過去の大規模な赤潮被害の発生状況を十分に勘案して見直すこと。
- 3 南海トラフ地震などで発生が懸念される津波等により運ばれてきた漂流物等を原因とする漁場機能の低下を回復させる恒久的な支援制度を創設すること。また、定置網施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」）」に基づく災害復旧事業の対象とすること。

《現状》

- 現在、国において、現行の「漁業経営セーフティーネット構築事業」（負担割合：国 50%・漁業者 50%）に加えて、平成 26 年度で終了する「漁業用燃油緊急対策」（負担割合：国 75%・漁業者 25%）により、燃油価格上昇分に対する補填が行われています。また、平成 24 年度税制改革で、農林漁業者等の軽油引取税の課税免除制度は 3 年間延長されましたが、平成 26 年度で終了します。
- 本県では、昭和 55 年度と昭和 59 年度の赤潮被害に対し 2 億円を超える共済金の支払いがあったものの、それ以外は少額となっています。漁業共済制度の赤潮特約の掛金率は、これまでに本県で発生した赤潮被害を的確に反映したものとなっていません。
- 本県では、平成 22 年のチリ地震および平成 23 年の東日本大震災に伴う津波が原因となった漂流物、土砂などの堆積物等によって、漁場機能が低下する被害が発生し、漁協等が漂流物等の除去・処分に取り組んだことがあります。また、津波被害が想定される中、激甚法では、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網は対象とされていません。

《課題》

- ① 燃油価格が高止まりする中、漁業者の経営コストの低減につながるよう、「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、漁業者の負担割合を平成 26 年度まで実施される「漁業用燃油緊急特別対策」と同様の 25%に引き下げて継続実施することが求められています。また、農林漁業者等の軽油引取税の課税免除制度についても、継続実施が望まれています。
- ② 赤潮特約の掛金率については、各都道府県の海域環境や赤潮被害の発生状況を十分に勘案して、養殖種類や都道府県別に適切な掛金率を設定することが必要です。
- ③ 津波等によって被害を受けた場合、速やかに、漁場機能の回復や定置網施設等の復旧が図られるようにしていくことが必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課、水産基盤整備課

関係法令等 租税特別措置法、漁業災害補償法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、漁場復旧対策支援事業実施要綱

43 農山漁村の防災減災や農林水産業の競争力強化に資する予算の確保

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 農業農村の防災対策や農業の競争力強化に向けた基盤整備を着実に進めていけるよう、農業農村整備事業に係る予算を十分に配分すること。
- 2 山地災害の復旧や未然防止を着実に進めていけるよう、治山事業に係る予算を十分に配分すること。
- 3 林業の競争力強化に向けた路網整備を着実に進めていけるよう、林道事業に係る予算を十分に配分すること。
- 4 水産業の防災対策や競争力強化に向けた基盤整備を着実に進めていけるよう、水産基盤整備事業に係る予算を十分に配分すること。また、南海トラフ地震に備えるため市町が行う事業について、県が行う上乗せ補助についても起債の対象とすること。

《現状》

- 農業農村整備事業の本県に対する平成26年度予算配分額が、要望額の約70%に留まっています。
- 治山事業の本県に対する平成26年度予算配分額が、要望額の約65%に留まっています。
- 林道事業の補助金・道整備交付金については要望どおり配分される見込みですが、農山漁村地域整備交付金は要望額の約60%に留まっていることから、林道事業全体では平成26年度予算配分額が要望額の85%に留まっています。
- 水産基盤整備事業の本県に対する平成26年度予算配分額は、全体では要望額の約90%となっていますが、農山漁村地域整備交付金の離島を除く本土分については要望額の50%弱に留まっています。
また、南海トラフ巨大地震の切迫性が高まる中、漁協等の公共的団体が行う事業への県上乗せ補助については起債の対象となっていますが、市町が実施する海岸保全事業に対する県の上乗せ補助は起債の対象とならず、厳しい財政状況であることから、支援に支障をきたしています。

《課題》

農山漁村の防災減災対策の推進や、農林水産業の競争力を強化していく上で、関連予算の追加配分等が無い場合、

- ① 緊急を要する農業用ため池などの防災減災対策の進捗や農業の競争力強化に向けた農地集積に影響が生じます。
- ② 山地災害の復旧や未然防止に必要な治山事業の進捗に影響が生じます。
- ③ 林業の競争力強化に向けた路網整備の進捗に影響が生じます。
- ④ 大規模な自然災害に備えた漁港および漁港海岸の整備の進捗や水産業の競争力強化に向けた基盤整備に影響が生じます。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

44 ICT・ビッグデータを活用した産業振興

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地域の産業集積を構成する企業の競争力強化のため、ICT・ビッグデータを活用したネットワーク情報の収集・分析に対する財政的支援や制度を創設すること。

《現状》

- 地域の産業を構成する各企業は、取引によって有機的につながるネットワークを構築しています。取引先企業の業績向上や大型投資などは、そのネットワーク内にある企業に経済的な波及効果を及ぼしますが、ネットワークの中心的な役割を果たす「ハブ」企業を介することで、生産者や販売者はコスト面や商圏の拡大など更なるメリットを享受できると言われています。
- 企業間取引に関する膨大なネットワークデータと「ハブ」企業を把握し、取引による波及効果の方向や力点等を分析することは、行政における産業政策や企業における経営戦略の立案および実行に有効なものと期待されています。

《課題》

- ① 企業間の取引に関する様々なデータを把握することは大変重要なことですが、その実施は非常に困難となっています。このため、ネットワークにおけるアクティブなデータの動きを把握・分析するためにはICTの活用が不可欠です。
- ② その上で、地域産業の持続的な発展に向けては、企業間のネットワークを把握した上で、地場産業による小規模ネットワークと大手企業を中心とした大規模ネットワーク、さらには海外も含めた他地域とのネットワークとの連携などへと拡張させ、地域が社会・経済情勢に関する情報を直接入手することを可能とする仕組みを構築し、情勢等の変化への対応力向上や新分野への展開を促進していく必要があります。

県担当課名 雇用経済部雇用経済総務課、サービス産業振興課

45 産業振興における国際展開の総合的な推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(経済産業省、農林水産省、観光庁)

地域の産学官金が一体となって、企業の海外展開や海外誘客の促進、農林水産物・食品の輸出拡大、外資系企業の誘致など多様な分野での国際展開を総合的、効果的に推進できるよう、省庁横断のパッケージで財政的支援が受けられるように支援制度を拡充すること。

《現状》

- 国内市場の減少が見込まれる中、企業、ひいては地域経済の持続的な成長には、海外市場を取り込んでいくことがますます重要になってきています。
- 本県では、「みえ国際展開に関する基本方針」(平成25年9月策定)に基づき、「みえ国際展開推進連合協議会(仮称)」を設立し、産学官金が一体となって国際展開を総合的に推進することとしています。

《課題》

- ① 三重県内の中小企業は、県外企業よりも海外展開への取組が遅れていることから、海外への事業展開を効果的に促進するためには、多様な分野において推進されている国際展開への取組を有機的、効率的に結びつけ、相乗効果を発揮できるよう取り組む必要があります。
- ② こうした取組を進めるためには、地域の実情に応じた産学官金などのネットワーク形成・運営の支援や、多様な主体による国際展開に取り組む組織の運営から共同販路開拓など具体的な国際展開の取組の実施に至るまでトータルパッケージの支援制度の創設が必要です。

(参考) 具体的な国際展開取組例(「オール三重」による海外ミッション団の派遣および三重県海外ビジネスサポートデスクによる支援)

「みえ国際展開推進連合協議会(仮称)」が核となり、本県の産業、観光、食、県産品などを総合的にPRする「三重プロモーション」、本県の観光資源の魅力を現地旅行会社に売り込む「観光トップセールス」、県内企業と現地企業との新たな連携・取引を創出する「ビジネスマッチング商談会」、三重県産業の優位性をPRし、本県への投資を呼び込む「ビジネスセミナー」など、総合的に本県の強み、魅力を売り込むミッションを実施することにより、有機的かつ効果的に本県の国際展開を促進する。

さらには、三重県内および海外現地(中国・上海およびタイ・バンコク)に設置している三重県海外ビジネスサポートデスクが、海外のカウンターパートとなる機関等との窓口となることにより、これらの海外ミッションで構築したネットワークを強固なものとするとともに、商談会等の共同販路開拓を的確にフォローすることにより、県内中小企業の海外展開等を効果的に支援する。

実施主体：県、県内企業、各種団体等で構成する「みえ国際展開推進連合協議会(仮称)」、三重県海外ビジネスサポートデスク

県担当課名 雇用経済部雇用経済総務課

46 障がい者雇用の推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(厚生労働省)

障がい者雇用の推進するための地域独自の試行的な取組を支援するための制度を創設すること。
～障がい者雇用の推進を、企業側からアプローチする地域独自の取組に対する支援制度の創設～

《現状》

- 県内の民間企業（常用労働者 50 人以上の企業）における障がい者雇用については、雇用障がい者数が過去最高の 2,703 人となったものの、実雇用率は 1.60%と全国最下位となっています。（平成 25 年 6 月 1 日現在）
- このような状況を早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、平成 25 年 11 月 19 日、三重労働局長と知事の連名で「障がい者雇用率改善プラン」を発表し、「三重県全体で障がい者雇用に取り組む体制の整備」、「地域に影響力のある企業への働きかけ」などに取り組んでいるところです。
- 平成 25 年 5 月、県内約 14,000 事業所を対象に、障がい者雇用の実態について調査したところ、「障がい者を雇用するにあたっての課題」として、約 75%の企業が「社内に適当な仕事があるか」と回答しており、「障がい者雇用を進める上で必要なこと」については、約 25%の企業が「企業内や取引先などの障がい者雇用の理解」と回答しています。
- こうした状況をふまえ、障がい者雇いを県民総参加で推進していくため、「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」、「授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能」、「企業と障がい者をつなぐ中間支援機能」の「場」として、三重県総合文化センター内に、「ステップアップカフェ（仮称）」を整備し、誰もが働きやすい環境整備に取り組むこととしています。

《課題》

- ① 「ステップアップカフェ（仮称）」という名称には、「障がい者の就労に向けたステップアップ」という意味に加え、『障がい者が当たり前で働いていける社会の実現』に向けたステップアップ」という二つの思いを込めており、単に障がい者の職業訓練の場というだけではなく、多様な県民が集い、障がい者との交流などを通じて、障がいに対する理解を深めて、誰もが働きやすい環境をつくるための柔軟な思考対応力や創造力の向上を育んでいくことが必要です。
- ② こうしたことから、本県では障がいのある人となない人が、例えば「ものづくり体験」を協働し、そこで生産されたものや福祉事業所等で作られた商品をブラッシュアップし、展示販売するために必要なプログラムの開発や取組を支える人材育成プログラムの開発などを支援しており、「ステップアップカフェ（仮称）」を企業研修の場として活用することで、障がいに対する理解向上などにつなげていくことが必要です。
- ③ 企業側の意識改革から取組改善につなげていくといった地域独自の取組を定着させていくためには、中期的・一体的に、このような取組を支援する制度の創設が必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 障害者雇用促進法

47 石油コンビナートの活性化・再生に向けた地域への支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 石油化学等周辺産業を含めた石油・石油化学コンビナートの事業再編、設備最適化による構造改善を進めるにあたり、雇用の確保をはじめとする地域経済への影響に配慮し、必要な支援を行うこと。
- 2 エネルギー供給リスクの分散や安定供給体制の確立の観点から、日本海側と太平洋側をつなぐ広域パイプラインの整備などエネルギーインフラの整備・多角化を検討すること。
- 3 エネルギーセキュリティ確保の観点から、国内で生産可能なメタンハイドレートやバイオマスなどを活用した、次世代型コンビナートへの展開を目指した研究開発支援を強化すること。

《現状》

- 我が国の石油・石油化学コンビナートでは、国際競争力の低下や国内需要の減少という事態に直面していることから、現在、国においてエネルギー供給構造高度化法に基づく、生産性設備の統合化、生産プロセスの再構築などの事業再編、設備最適化による構造改善の議論がなされています。
- 一方、東日本大震災では、地震動や津波により設備事故が発生し、石油精製能力が震災前の約7割に低下するなど、エネルギー安定供給の面で大きな課題を残しました。
- また、平成25年3月に第二渥美海丘（渥美半島～志摩半島沖）において海洋産出試験に成功したメタンハイドレートに関する生産技術や、国のバイオマス事業化戦略において方向性が示されたバイオマス利用技術など、次世代型コンビナートへの転換を目指した技術開発が進みつつあります。

《課題》

- ① 石油・石油化学コンビナートは、地域経済や雇用を支える重要な役割を担っていることから、事業再編、設備最適化などの構造改善を行う際には、地域経済や雇用対策への配慮や支援が必要です。
- ② 南海トラフ巨大地震などの大規模地震が発生した場合、太平洋側に集中するコンビナートのエネルギー供給機能が失われ、経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、緊急時にバックアップ機能を果たすインフラ整備が必要です。
- ③ エネルギーセキュリティの観点から、国内に存在するメタンハイドレートなどの次世代資源の低コストかつ安全な産出技術や、バイオマスなどの自然由来資源の低コストかつ高効率なエネルギー転換技術などの次世代型コンビナートへの転換を目指した研究開発の強化が必要です。

県担当課名 雇用経済部エネルギー対策課
関係法令等 エネルギー供給構造高度化法

48 食および食文化の産業振興資源としての活用

(経済産業省、農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録により、世界から日本の食文化に関心が寄せられており、地域の産業振興において「食」および「食文化」を資源として活用できるよう、支援を行うこと。
- 2 国において食に関する産業集積、人材育成などに関して総合的な支援を行うこと。

《現状》

- 「食」および「食文化」は、地域の特性を表すものであり、「和食」はユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、世界から関心が寄せられています。
- 三重県では、松阪肉、伊勢海老、あおりふぐなど、日本国内からさらにグローバルな展開が可能な食材が豊富にあり、これらを生かした産業振興が可能なポテンシャルが存在します。
- 本県では、県単独で企業立地を支援する補助金制度を創設し、食品製造や食を科学する先進的企業の集積をめざしています。

《課題》

- ① 地域の独特の「食」および「食文化」は、連綿と続く風習や慣習の中から生まれたものですが、人々のライフスタイルが多様化し、グローバル化した経済社会においては、画一的な「食」が一般化し、地域の「食」および「食文化」は衰退していくことが懸念されます。
- ② また、地方自治体の財政は困窮しており、自治体が単独で取組を行っていくには、限界があります。「和食」が無形文化遺産登録された機会を捉え、世界的な展開を行っていくには、国を上げた大規模な投資が必要です。
- ③ 三重県では、食や食文化をグローバルな視点で発信し、認知度向上による消費拡大や観光客の増加を通じた地域産業の振興につなげるため、「食のサミット」を開催していく予定であり、地方自治体が力を合わせ、世界に向けた取組を進めていきます。
- ④ 食品関連分野を成長産業として発展させるためには、料理や飲食に関わる人材育成が課題となっています。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課

49 中小企業・小規模企業支援

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(経済産業省、金融庁)

- 1 消費税増税による影響を最小限にとどめ、県内の中小企業・小規模企業の経営の安定ならびに向上や新たな価値の創造および挑戦を促進するため、中小企業・小規模企業支援に係る予算を十分に確保すること。
- 2 特に、平成 25 年度補正予算で措置された事業について、県内の中小企業・小規模企業のニーズが高いことから、平成 26 年度以降も継続・拡充するとともに、県内の中小企業・小規模企業に対してきめ細かく周知すること。
＜平成 25 年度補正予算における主な中小企業・小規模企業支援策＞
 - ・ものづくり・商業・サービス革新事業（新・ものづくり補助金）
 - ・創業促進補助金
 - ・小規模事業者持続化補助金
 - ・商店街まちづくり補助金
 - ・地域活性化補助金（にぎわい補助金）
- 3 長期間にわたる厳しい経営環境におかれている中小企業・小規模企業の資金繰り支援として、政府系金融機関において超長期低利の借入要件を大幅に緩和した別枠の融資制度を創設するとともに、信用保証協会による保証承諾要件を大幅に緩和した 100%保証の別枠の信用保証制度を創設すること。

《現状》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度当初予算においても、中小企業・小規模事業者に対する支援に取り組まれているところです。
- また、消費税の増税に対応して、中小企業・小規模企業が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため「消費税転嫁対策特別措置法」を制定するとともに、増税分の価格転嫁を拒む事態がないよう監視する「転嫁対策調査官（転嫁Gメン）」の配置などに取り組まれているところです。
- 一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成 24 年 7 月に「みえ産業振興戦略」を策定し、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開しています。また、平成 26 年 4 月 1 日より「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の大きな担い手である中小企業、特に県内企業の約 9 割を占める小規模企業を支援するため、県が先頭に立って、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに取り組んでいくこととしています。

《課題》

- ① このような中、県内の中小企業・小規模企業からは消費税増税に伴う消費の冷え込みを懸念する声を聞いており、先行きに対する不安感が広まっています。
- ② また、リーマンショック以降の世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが中小企業・小規模企業の経営に与えた影響は極めて大きく、景気回復期にあっても未だ多くの中小企業は過大な債務を抱え非常に厳しい経営を余儀なくされています。中小企業・小規模企業が借り入れた資金の返済が困難になった際、金融円滑化法に基づき金融機関から返済条件の変更を受けた企業の多くは返済が進んでおらず、今後、これらの中小企業の経営改善・金融支援を行っていく必要があります。

県担当課名 雇用経済部サービス産業振興課
関係法令等 中小企業経営力強化支援法

50 わが国とブラジルの一層の交流促進のための査証免除等

【提言・提案事項】 制度・予算

(国家公安委員会、法務省、外務省)

- 1 我が国とブラジルの一層の交流促進のため、二国間において査証免除協定締結の実現を図ること。
- 2 当面の措置として、ブラジル人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証交付の早期導入を実施すること（観光、親族訪問等の目的で日本に滞在する場合、一定の審査条件（収入等）を課した上で、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証を交付）。
- 3 また、日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間を90日から3年に延長するようブラジル政府に働きかけること。
- 4 その上で、直近でタイやマレーシアに対して実施したように、短期滞在数次査証交付を1年間程度実施した後、ブラジルとの間で査証免除というステップへ進むこと。

《現状》

- 産官学民からなる三重県ミッション団を組織し、平成25年8月16日から21日までブラジル連邦共和国サンパウロ州を訪問した際、日系人の方々を中心としてあらゆる分野の方々から、わが国とブラジルの観光と商用等の短期査証の免除措置について強い要望がありました。
- 既に、世界では66か国・地域が、中南米では12か国が短期査証免除となっています。わが国とブラジルは自治体交流や企業進出も含めて多種多様なチャンネルにて交流があり、世界最大の日系人コミュニティ（約150万人）、つまり「日本応援団」が存在するにもかかわらず、商用の数次査証が認められているだけという状況となっています。

《課題》

- ① 国際的な政治経済において、ますます存在感を増大させている新興国ブラジルを、わが国にとって真の重要なパートナーとして関係を深化させることは、今後のわが国の経済成長等において極めて有効です。
- ② 今後、ブラジルでの2014年サッカーW杯開催、2016年リオデジャネイロオリンピック開催等を目前に控え、他国が南米最大のブラジルマーケットに急速に攻勢をかけることが予想される中、わが国が一層の交流促進を行い、需要を取り込むことがわが国経済全体や各地域社会の発展、わが国の成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな効果をもたらすことは必至です。
- ③ 日系人の方々が、ふるさとに里帰りをしたい、あるいはその子弟のみなさんにも日本を知っていただいて日本のファンでいてもらう、そのような草の根の絆が、日本文化の理解を通じて、わが国が行っているクールジャパン等の取組にも通じるだけではなく、本来の国家安全保障や世界におけるわが国のプレゼンスの発揮につながるものです。

県担当課名 観光・国際局国際戦略課
関係法令等 出入国管理及び難民認定法

51 採石法の改正

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 地方分権一括法の趣旨をふまえ、採石法の岩石採取計画の認可において、地域自らが地域の特性に応じて環境保全等に対応できるよう必要な改正を行うこと。
- 2 「採石技術指導基準書」を岩石採取計画の認可における審査基準として、経済産業省令等による法的な位置付けを行うこと。

《現状》

- 採石法は、戦後のわが国の経済復興に必要不可欠な社会基盤整備のための地下資源である岩石の有効活用を図る趣旨をもって制定され、現行の法体系では岩石採取計画が技術的な基準を満たしていれば認可せざるを得ない状況です。
- 採石業により、採取場からの濁水はもとより、搬出や積込みに伴う騒音や粉塵等、自然環境や生活環境への影響が生じているところであり、岩石採取計画の認可等に対して、地域住民から厳しい目が向けられています。
- 採石法における岩石採取計画の認可は、平成11年に地方分権一括法の制定により、機関委任事務から自治事務となりました。自治事務については、地方自治法において、「国は地方公共団体が地域の特性に応じた事務処理ができるよう特に配慮しなければならない。」と規定されています。
- 都道府県知事は採石業者の岩石採取計画の認可にあたり、国の「採石技術指導基準書」を参考として定めた技術的な審査基準により、認可の判断をすることとされています。

《課題》

- ① 現行の採石法は産業振興の側面が強い法律ですが、近年の地域住民の環境保全に対する意識の向上もあり、地域自らが地域の特性に応じて環境保全等に対応できるよう採石法を見直すことが必要です。
- ② 「採石技術指導基準書」の位置付けが曖昧であるため、事業者の適正な指導のためには法的根拠が必要です。

県担当課名 県土整備部流域管理課
関係法令等 採石法

52 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

【提言・提案事項】 制度・予算

(文部科学省)

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、個別課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。
- 4 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のための科目を編成できるよう、柔軟な教育課程の運用を可能にするとともに、定数の加配措置を行うこと。

《現状》

- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施し、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
- 複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。特別支援学級については、年々、重度、重複の障がいを持つ児童生徒が増加しており、学級編制標準の引き下げが求められています。
- 年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単加配を配置し、個々の状況にあわせた対応を進めています。

《課題》

- ① 加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- ② 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難となっています。また、特別支援学級については、重度、重複の障がいを持つ児童生徒への対応が求められており、多人数（7～8人）となる学級での指導が困難となっています。
- ③ 先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充が必要です。
- ④ 発達障がいを含め、特別な支援を必要とする生徒が増加している中、高等学校における個に応じた指導・支援の推進を図るため、教育課程の弾力的運用および定数の加配措置が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課、高校教育課

53 グローバル人材育成の推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(文部科学省)

- 1 グローバル人材を育成するための小中高等学校を通じた取組の推進、教員の指導力向上および人的配置（ALTを含む）に係る財政措置を講じること。
- 2 小学校における英語教育の拡充については、指導内容や指導方法の確立、指導者の確保や教員の指導力向上のための財政措置を講じること。
- 3 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶためのデジタル教材などICTを活用した教材の整備、イングリッシュルーム等の英語を使用する環境整備のための財政措置を講じること。
- 4 国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）について、高等学校における導入促進に向けて、大学関係者も含め、日本語DPの意義、カリキュラム内容、効果について認知度向上を図るとともに、日本語DPに関する調査研究事業の実施、日本語DPの導入において必要となる教員の養成や指導者の確保等に係る財政措置を図ること。

《現状》

- 本県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることをめざして、平成26年度から「グローバル三重教育プラン」に基づき、グローバル社会において求められている3つの力（「主体性」「共育力」「語学力」）をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めています。そのために、教員の専門性・指導力の向上が求められています。
- 本県では、子どもたちに自立する力と共に生きる力を育成することをめざして、平成24年度から「みえの学力向上県民運動」に取り組み、目的意識の向上や郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育や郷土教育・道徳教育のための教材づくり等を進めています。
- 小学校や中学校では、英語コミュニケーション能力の素地や基礎を育成しています。また、県内全体として小学校における英語教育を充実させるための指導方法を確立するため、本県独自に研究校を指定し、先進的な英語教育の実践研究を始めたところです。

《課題》

- ① 小学校では中学校よりもALTの配置が不十分であり、生きた英語を学ぶための環境も整備されていないため、「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力を育成することが厳しい状況です。今後の小学校での英語の教科化も見据え、研究開発に取り組む先進校での取組とあわせて、全県的により多くの学校で英語教育を進めていく必要があると考えており、そのための財政措置が必要です。
- ② 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶため、情報化社会の中で生きる子どもたちに、デジタル教材などICTを活用した教材を整備する必要があります。
- ③ 高等学校においては、グローバル化に対応した先進的な取組を行う必要があります。卒業後の進路として、国内だけでなく国外の大学への進学を意識した教育を実践していく必要があります。
- ④ 国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）は、国際的に認められている大学入学資格の1つである国際バカロレア資格を取得することが可能であり、グローバル人材育成の観点からも魅力的なプログラムですが、導入にあたっては施設・設備の整備や担当教員に義務づけられた研修会、説明会への参加等に係る経費、高等学校学習指導要領の要件を満たしつつ日本語DPカリキュラムの内容を兼ね備えた教育課程の編成、専門性の高い指導者の確保、国内大学の日本語DPを活用した入試制度の充実という点において課題が多くあります。

県担当課名 教育委員会事務局小中学校教育課、高校教育課、研修推進課、教職員課